

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件 名** 令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務委託
- 2 履行期限** 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 3 履行場所** 横浜アリーナほか
- 4 業務目的** 式典開催に伴う各種事件・事故の未然防止を図り、限られた時間内に多くの参加者を安全かつ円滑に誘導するとともに、周辺住民の安全を確保するために、高度な専門的技術及び経験等を要する事業者による雑踏警備を行います。
- 5 業務概要** 別紙『令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について』のとおり
- 6 成果品** 警備実施計画書、履行報告書、報告書写真（データ）ほか
（別紙『令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について』のとおり）

7 条件・仕様

(1) 契約資格

令和3・4年度横浜市有資格者名簿に登載されない場合は、契約することができません。

(2) 契約方法

ア 契約区分

単年度の確定契約とします。

イ 契約約款

「委託契約約款」を適用します。

ウ 契約締結

受託候補者として特定された者から改めて見積を徴収し、契約を締結します。

(3) 検査方法

履行報告書の提出等によって行います。

(4) 支払方法

履行検査・確認後、一括で支払います。

(5) その他

警察の指導等により、警備員の配置・動線の変更・車両制限等を実施する場合があります。

令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について

1 総則

令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務の履行にあたっては、次の履行場所・対象範囲において業務を行うこととし、業務の詳細については、「資料1 警備特記事項」を確認の上、警備実施計画書に反映させること。

2 警備業務実施場所

- (1) 新横浜駅（JR及び市営地下鉄）周辺から横浜アリーナ周辺までの会場外計6エリア（A、B、C-1、C-2、D、E）

※警備エリアは、「資料2-1 場外警備エリア図、資料2-2 場外警備配置図・備品等配置図、資料2-3 場外入退場動線」を参照。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

- (2) 横浜アリーナ（横浜市港北区新横浜3-10）会場内

※警備エリアは、「資料3-1～3-2 場内客席配置図、資料4-1～4-4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料5-1～5-2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

3 履行期間

契約締結日～令和5年3月31日まで

※関係機関を含めた反省会議をもって履行期間終了とする

4 警備業務実施日

令和5年1月8日（日）～令和5年1月9日（月・祝）

5 「二十歳の市民を祝うつどい（以下「式典」という）」概要

二十歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、横浜への愛着を深めてもらうことを目的として、記念行事を実施する。

- (1) 主催

横浜市、横浜市教育委員会、横浜市「二十歳の市民を祝うつどい」実行委員会

- (2) 日時

令和5年1月9日（月・祝）

第1回：9時30分から10時00分（8時45分開場）

第2回：11時15分から11時45分（10時30分開場）

第3回：13時00分から13時30分（12時15分開場）

第4回：14時45分から15時15分（14時00分開場）

第5回：16時30分から17時00分（15時45分開場）

※開場時間・閉場時間は前後する場合がある

(3) 会場

横浜アリーナ（収容定員：約 13,600 人）

(4) 式典の開催状況

横浜市の参加者数は全国最大規模であり、参加者の誘導にあたっては、限られた時間内に、多くの参加者を安全かつ円滑に誘導しなければならない。

また、一部の参加者によるステージへの乱入や各種妨害行為、場外における滞留や参加者同士の喧嘩、路上飲酒などが生じており、他の参加者に危険が及ばないよう安全な式典運営が重要課題となっている。

例年、横浜アリーナを会場において午前午後の入替え制をとっていたが、昨年度は、新型コロナウイルス対策の観点から、4回の入替え制として実施した。

今年度は、更なる感染拡大防止策として、5回の入替え制としたうえで、引き続き検温や席の間隔を空けるなど、できる限り感染症の対策に努め、万全な運営体制と安全管理等を行う。

(5) 対象者数

約 37,000 人（昨年度実績）

(6) 予想参加者数

各回約 4,400 人（合計約 22,000 人。昨年度実績。予想参加率約 60%）

※各回の対象区・対象人数は調整中

【参考】過去の参加人数等

令和 4 年 1 月：36,373 人（参加率 60.2%）【天候：曇】

令和 3 年 1 月：15,307 人（参加率 41.5%）【天候：曇】

※横浜アリーナとパシフィコ横浜ノースの来場者合計数

令和 2 年 1 月：24,875 人（参加率 66.7%）【天候：晴れ】

平成 31 年 1 月：25,258 人（参加率 67.1%）【天候：晴れ】

平成 30 年 1 月：23,640 人（参加率 63.9%）【天候：曇のち雨】

6 警備業務の目的

- (1) 式典開催に伴う、各種事件・事故の未然防止、発生時における制止及び本市への報告
- (2) 会場周辺の混雑に対応した誘導による、参加者及び周辺住民の安全の確保
- (3) 式典の円滑な運営

7 業務内容

- (1) 警備実施計画書の作成及び提出
- (2) 履行報告書の作成及び提出
- (3) 警察協議、実地踏査、事後の反省会議への参加
- (4) 式典前当日の警備
(持込禁止物所持者の排除、権利放棄された禁止物の回収、飲酒者の排除、参加者の誘導、車両誘導、荒天時・地震・自然災害・事件・事故時対応を含む)
- (5) テント、防護柵、検査機器及びその他備品の準備、前当日の設置・撤収
- (6) 誘導、案内の際使用する表示の作成・設置・撤去
- (7) 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う作業（座席消毒、入場制限時の誘導等）

- (8) 式典終了後の清掃
- (9) その他本市の指示事項

8 警備エリア及び配置

人員の配置にあたっては、本書に基づき、次に示す【目安】及び【注意事項】を踏まえ決定すること。

※警備員の配置箇所は、「資料 2-1 場外警備エリア図、2-2 場外警備配置図・備品等配置図、資料 3-1～3-2 場内客席配置図、資料 4-1～4-4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料 5-1～5-2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

【目安】

業務内容	警備実施時間	ポイント
夜間・早朝警備（前日・当日）	20:00～6:00	3 P
搬入出時等警備		
前日準備	8:00～20:00	2 8 P
搬入出時警備（前日）		6 P
搬入出時警備（当日）	17:00～22:00	6 P
場外警備		
早朝路上駐車対策	4:00～20:00	1 0 P
固定配置（A～Eエリア）	7:00～20:00	1 6 3 P
固定配置（正面規制エリア）※		7 2 P
持込禁止物所持者対応		2 2 P
飲酒検査		4 8 P
入場者対応		3 0 P
手荷物検査		2 4 P
退場者対応		1 5 P
場内警備		
固定配置	8:00～18:30	1 5 7 P
遊軍		7 6 P
消毒専門要員（警備員でなくとも可）	9:30～16:00	1 0 0 P

※固定配置（正面規制エリア）には、早朝柵等設営その 1（5:30～18:30）15P、その 2（6:30～18:30）20P を含む。

※全体統括の警備実施時間は 5:30～20:00 とする。

※交通の整理や誘導、案内を専ら行う者（約 60 ポイント）については、危険行為・不正行為等の制止などの緊急時に、付近の警備員が応援に入れる体制を整えることを条件に、一部誘導員（係員）を混ぜることも可能とする。

【注意事項】

- ア 警備強化エリア（「資料1 警備特記事項」を参照）の配置人員を決定する際には、人選、加配等、特段の配慮をすること。
- イ すべての区画について、式典当日の警備が滞りなく行われるように配置すること。
なお、配置については、本市と協議の上決定すること。
- ウ 警察の指導等により警備担当の配置及び動線の変更、また車両制限等を実施する場合がある。変更等が生じた場合は、本市及び警察と協議のうえ、警備実施計画書に反映させること。

9 警備員の資格等

(1) 警備員の資格、勤務態度について

- ア 警備業法上の警備員教育を受講した警備員であること。
- イ 警備業務に支障のない体力と行動力があり、業務遂行に意欲がある者とする。
- ウ 参加者に対して適切な言葉遣い、態度をとるよう注意し、従事中の私語は慎むこと。
- エ 業務開始時刻については、厳守すること。
- オ 警備時は、警備員であることがわかるよう、制服等を着用すること。

(2) 検定合格警備員の配置について

ア 共通

- (ア) 本委託契約の警備全体の責任者（以下、全体統括）として、1級検定合格警備員を1ポイント配置すること。
- (イ) 各エリアには、警備内容に応じた種別の検定合格警備員を配置すること。
- (ウ) 場内遊軍は、各統括の管理下に置くこと。
- (エ) 各統括・エリアリーダーは、腕章の着用等により、責任者であることが外観から識別できるようにすること。

イ 各統括及びエリアリーダー

(ア) 場外

名 称	最低ポイント	資 格
場外統括	1 P	1級検定合格警備員
業務統括		
A・B・D・Eエリアリーダー	各1 P	2級検定合格警備員 以上
Cエリアリーダー	2 P	
飲酒検査ゲートエリアリーダー（2箇所）	各1 P	
手荷物検査ゲートエリアリーダー（2箇所）	各1 P	
出入口エリアリーダー	1 P	
持込禁止物所持者入場抑制エリアリーダー （2箇所）	各1 P	

	入場者対応エリアリーダー	1 P	
	券再発行窓口エリアリーダー	1 P	
	退場者対応エリアリーダー	1 P	
		1 6 P	

(イ) 場内

名 称	最低ポイント	資 格
場内（ロビー）統括	1 P	1 級検定合格警備員
場内（主に客席）統括 ^{※1}	1 P	2 級検定合格警備員 以上
業務統括		
場内遊軍リーダー	1 P	2 級検定合格警備員 以上
各エリアリーダー ^{※2}	各 1 P	
客席遊軍リーダー	1 P	
	5 P	

※1 場内の総責任者は、場内（主に客席）統括とする。

※2 各エリア：1階ロビー、2階ロビー、3階ロビー（2階は統括兼務可）

(3) 複数の事業者で組織した共同組合等で警備する場合

複数の事業者で同一エリアを担当する場合は、警備統括、エリアリーダー警備員間の連絡体制を整備し、警備・誘導に支障をきたさないようにすること。

また、エリア間で縦割りにならないよう、また事業者が異なったとしても警備に支障がないよう体制を整えること。

10 担当別任務の内容

(1) 全体統括の任務

全体統括は、本委託契約の警備全体の責任者として、警備実施計画書の内容を熟知し、本市の指揮監督を受け、全エリアの警備員を統括するとともに、警備統括同様の任務を行う。

(2) 警備統括（場外統括、場内統括、ロビー統括）の任務

警備統括は、警備実施計画書の内容を熟知し、全体統括及び本市の指揮監督を受け、警備員による警備業務の統括として、主に次の業務を行う。

ア エリアリーダー、警備員の配置等に関すること。

イ 警備業務に必要な情報の収集、管理及び提供に関すること。

ウ 本市、警察、消防等関係機関及び会場運営業務委託受託業者との協力体制の整備に関すること。

エ その他警備全般の警備管理業務に関すること。

(3) エリアリーダーの任務

エリアリーダーは、警備実施計画書の内容を熟知し、各エリアの警備員を統括し、警備統括との連絡調整を行う。エリアリーダーは、定期的に、警備統括にエリア内の状況を報告し指揮監督を受けること。なお、本委託契約の一部を第三者に委託する場合には、警備業務の適正を図るため、警備業務実施に当たって必要となる警備業者間の連絡調整を行わなければならない。状況により場外のエリアリーダーに対して本市職員が直接指示することがあるため、携帯電話等の通信機器を携帯し、指示に従うこと。なお、携帯電話等の通信機器は受託者が用意すること。全体統括を介さずエリアリーダーに対して本市職員が直接指示する場合があるので指示に従うこと。

(4) 警備員の任務

担当業務内容を熟知し、エリアリーダーの指示を受け、主に次の業務を行う。

ア 雑踏の整理誘導、各種事件・事故の未然防止

イ 危険行為、不正行為等、各種事件の未然防止や監視及び制止

ウ 以下の規制対象者に対しては入場拒否または退場させる。

- ・ 飲酒者
- ・ 持込禁止物※所持者（ただし、権利放棄した場合は、その限りではない。）
- ・ 暴力行為を行った者
- ・ 本仕様書に基づく警備員の指示や制止に従わない者
- ・ 参加資格の確認ができない者

エ 持込禁止物所持者を退場させる。

持込禁止物所持者を発見した場合は、発見した場所に応じて次のとおり対応する。

権利放棄された物品は返却しない。

(ア) アリーナ場内：退場させる。退場させることが式典進行の妨げや参加者に危険を及ぼすと思われる場合は、物品を権利放棄させる。

(イ) アリーナ敷地：物品を権利放棄させるか退場させる。

(ウ) (ア)と(イ)以外のすべてのエリア：持込禁止物所持者は入場できないことを広報する。

※持込禁止物：

- ・ 酒類
- ・ 花火・爆竹等の爆発物、毒物及び人身に危険を及ぼす恐れがあるもの
- ・ 拡声器のほか、鳴り物（笛を含む）、のぼり、旗等、式典の進行及び他の参加者の視聴の妨げになると思われるもの

※警察の指導等により、持込禁止物が追加変更になることがある。変更の必要が生じた場合には、本市と協議の上で変更を行うこと。

オ 交通の整理、誘導及び案内、違法駐停車の排除

カ エリアリーダーもしくは警備統括との連絡、報告、調整

キ 荒天時、地震・自然災害時、事件・事故時対応

※必ず危機管理体制は整えておくこと。

ク その他、式典参加者の安全確保のために必要な業務

※警備業者は、業務内容を向上させる目的で、本市と事前に協議のうえ、業務分担及び名称の変更を行うことができる。変更を行う場合には、警備実施計画書等に明記をすること。

(5) その他

- ア 参加者からの写真撮影等の依頼については、業務に支障をきたすので断ること。
- イ 会場運営業務委託受託業者とは、事前に打合せを行い、円滑な運営に努め、式典当日も現場情報の共有に努めること。
- ウ 警備員全員に業務内容の周知徹底を図ること。
- エ 前当日の警備員の休憩、交代等の配置関係及び従事日の食事については、警備業者内にて調整すること。また、食事等、従事中に発生したごみ等についても、各自責任を持って処分をすること。
- オ 複数の事業者で組織した協同組合等で警備する場合には、事前打合せを行い、業務内容に差異がでないよう徹底すること。
- カ 警備員全員に業務内容の周知徹底を図るため、業務内容について説明会を開催し、本市職員の説明及び指導を受けること。説明会には、警備統括及び各エリアリーダーは必ず参加すること。
- キ 本委託契約の一部を第三者に委託する場合は、本市の承諾を受ける必要がある。また第三者に委託する場合は、業務内容の周知を徹底するとともに、警備統括、各エリアリーダー、警備員間の連絡体制を整備し、警備計画・誘導に支障をきたさないようにすること。
- ク 前当日に警備業者にて必要な駐車スペースについては本市が借用する横浜アリーナ駐車場を協議の上、一部使用できることとする。使用台数については本市と調整を行ったうえで決定する。駐車場数の不足分については、警備業者にて確保を行うこと。

11 新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国のイベント開催方針に基づき人数制限を行う場合がある。人数制限実施時は、本市の指示に従うこと。
- (2) 「資料9 令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」の開催にかかる感染予防対策について」及び「資料1 【その他】 4 新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止対策について (1)から(7)」を順守すること。なお、新型コロナウイルスの感染状況やガイドラインの改訂等により、変更となる場合がある。その際は本市の指示に従うこと。

12 提出書類等

教育委員会事務局生涯学習文化財課に提出する書類等は、以下のとおりとする。

※印は、別添様式に記入し、提出すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
委託代金内訳書	契約締結時	1部	
委託契約履行着手届出書※	業務着手前	1部	契約締結後5日以内 (土日祝日を除く)

現場責任者選定通知書※	業務着手前	1部	契約締結後5日以内 (土日祝日を除く)
工程表※	業務着手前	1部	契約締結後5日以内 (土日祝日を除く)
履行報告書※	業務完了後	7部	履行期間内に提出
委託完了届出書※	業務完了後	1部	
警備実施計画書 (警備配置人数一覧含む)	本市が指定した期日 (11月下旬予定)	30部	横浜アリーナ2部、 催物届出書添付用2部 その他本市手続き用26部
警備実施計画書(案) (警備配置人数一覧含む)	本市が指定した期日	30部	警察協議等の配布資料
報告書写真(データ)	業務完了後	1部	当日の警備の様子等が 分かるもの CD-R又はDVD-Rで納品
全警備員の氏名及び連絡先 を記載した名簿	本市が指定した期日	1部	提出後、名簿に変更が生 じた場合は、再提出する こと
警備員のユニフォーム一覧 (データ)	本市が指定した期日	1部	統括やリーダーが識別 できるようにすること
個人情報保護に関する誓約 書	令和4年12月中	1部	
個人情報保護に関する研修 実施報告書	令和4年12月中	1部	
エリアリーダーが当日携帯 する電話番号	令和4年12月中	1部	
その他、本市が必要と認め たもの	その都度	必要数	

13 守秘義務

業務上、知りえた事柄は、部外者に漏らしたり、話題にしたりしないこと。

14 事故処理

受託者は、本委託業務履行に際し、受託者の責任により本市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担において、直ちに現状に復すること。

15 式典の中止について

- (1) 災害の発生や疾病の感染拡大等により、式典が中止となる可能性があり、その場合、直ちに市担当者から連絡を行うものとする。なお、予備日の設定はない。
- (2) 式典が中止となった場合は、その時点で事前準備等に発生した経費を算出し、委託者と受託者との協議のうえ、当該費用を委託者が支払うこととする。

16 契約不適合責任

委託契約約款による。

17 添付資料

- (1) 警備特記事項【資料1】
- (2) 場外警備エリア図【資料2-1】
- (3) 場外警備配置図・備品等配置図【資料2-2】
- (4) 場外入退場動線【資料2-3】
- (5) 場内客席配置図【資料3-1～3-2】
- (6) 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図【資料4-1～4-4】
- (7) 関係者出入口・搬入出口等配置図【資料5-1～5-2】
- (8) 備品リスト【資料6-1】
- (9) 備品リスト（表示類詳細）【資料6-2】
- (10) 提出書類様式一式 委託契約履行着手届出書【資料7-1】
- (11) 提出書類様式一式 現場責任者選定通知書【資料7-2】
- (12) 提出書類様式一式 工程表【資料7-3】
- (13) 提出書類様式一式 履行報告書【資料7-4】
- (14) 提出書類様式一式 委託完了届出書【資料7-5】
- (15) 個人情報取扱特記事項【資料8】
- (16) 令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」の開催にかかる感染予防対策について【資料9】
- (17) 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について【資料10】

警備特記事項

【警備共通事項】

※エリア番号、警備配置図、入退場動線等は

「資料2-1 場外エリア図、2-2 場外警備配置図・備品等配置図、2-3 場外入退場動線、資料3-1~2 場内客席配置図、4-1~4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料5-1~2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照のこと。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

1 警備の重要性

式典の秩序と安全維持に対する重要性は、通常のコサート等とは比較にならないほど、式典運営の中でも大きなウェイトを占めている。

地元警察の協力を得ながら実施しているが、万が一、警備体制が不備と判断されれば、今後の式典実施に多大な支障が生じる恐れがある。

また、横浜アリーナは、市民の生活圏内に立地している施設である。そのため、交通規制や混雑等による周辺住民や企業への影響を最小限に留める必要がある。

よって、本委託に伴う人員配置等の算定時には、過去の入場者数実績、新横浜駅前及び会場内外の動線状況の把握及び式典当日における混雑状況等のほか、飲酒者、持込禁止物所持者の入場拒否等の対応も十分に考慮し、警備実施計画書を作成すること。

2 警備の主なポイント

次の対応については、徹底した警備を行うこと。

(1) 各種事件・事故の未然防止

周辺の監視に務め、各種事件・事故の未然防止を図ること。

(2) 危険行為への対応

危険行為等への初期対応として周辺を監視し、危険行為を発見した場合は参加者の安全確保及び危険行為の制止をすること。特にDエリアにおける正面規制エリア内では、ブザー等で音をならし周囲に知らせ、周辺警備員や別途本市が配置する場外指導要員の応援を受けエリア内への入場拒否又は退場の措置を取ること。

特に、警備員は「資料10 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」に記載された事由が発生する場合、その事由における「主催者の対応」欄に記載された行為をとること。

「資料10 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」は、警備業務委託の契約後に委託者、受託者及び港北警察署との警察協議において、決定する。

(3) 規制対象者の入場拒否・退場措置

『令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について（以下、「警備・誘導業務について」という）10-(4)-ウ』に該当する規制対象者の入場を拒否するこ

と。

場内に規制対象者がいた場合は退場させ、あらかじめ本市が指定した職員に連絡すること。

(4) 手荷物・飲酒検査の実施

前述の入場拒否の判断のため検査を実施する。

※検査方法等は「資料1 Dエリア 2-(7)」の項を参照。

式典開始時には参集している参加者が会場に入場できるように各種検査を行う。

(5) 適確な誘導

短時間に大勢の参加者が集まるが、信号機の信号に従う、横断歩道により横断するといった道路交通法の規程を遵守させ、安全にかつ速やかに誘導すること。特に退場時の場外における参加者の滞留防止のため誘導を徹底すること。

また、参加者の送迎車が多く、会場周辺道路での駐停車や渋滞が例年発生しているため、車両の誘導も行うこと。

(6) アナウンスの徹底

参加者の適確な誘導のため、アナウンスを徹底すること。

(7) 市職員等との連携

各所で誘導員として配置された市職員と常に連携すること。

その際に専門的な技術をもって対処する必要がある場合は、率先して業務にあたり、場合によっては職員等に助言すること。

また、別途本市が配置する場外指導要員とも連携して業務にあたること。

全体統括はエリアリーダー及び統括から受けた報告を、本市に速やかに報告すること。状況により場外のエリアリーダーに対して本市職員が直接指示することがあるため、携帯電話等の通信機器を携帯し、指示に従うこと。なお、携帯電話等の通信機器は受託者が用意すること。

(8) 入場制限等

場外、階段等各所において雑踏を制御すること。警備統括が入場制限を必要と判断した場合は、あらかじめ本市が指定した職員に報告し、本市と協議の上で実施すること。緊急を要する時は、速やかに実施した上で、周辺誘導員への周知及びあらかじめ本市が指定した職員に連絡を入れること。

また、当日は、参加者や天候の状況で、開場・開演時間等が変更になる可能性があるため、早めのスタンバイを心掛け、無線等での指示に注意し、柔軟に対応すること。

【搬入出時警備（前日・当日）】

※出入口・搬入出口等は「資料5-1～5-2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照のこと

1 実施場所

横浜アリーナ

2 主な業務内容

(1) 機材搬入出時の車両の誘導

(2) 不審者に対する警備

(3) 関係者入口の受付

【前日準備作業】

※備品配置図は「資料2-2 場外警備配置図・備品等配置図、3-1～2 場内客席配置図、4-1～4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図」を参照のこと

1 実施場所

横浜アリーナ（場内及び場外正面規制エリア）

2 主な業務内容

テント、柵等の備品設置（場外における植栽の移動等を含む）、当日の備品配置のための備品設置箇所へのマーキング等

【夜間・早朝警備（前日・当日）】

※警備箇所は「資料2-2 場外警備配置図・備品等配置図」を参照のこと

1 実施場所

横浜アリーナ（場外正面規制エリアのテント・備品等設置箇所周辺）

2 主な業務内容

テント、備品等を設置した箇所周辺の夜間・早朝警備

3 特記事項

天候による破損・飛散、盗難等に十分注意して警備を行うこと。

【当日準備作業】

※備品配置図は「資料2-2 場外警備配置図・備品等配置図」を参照のこと

1 実施場所

横浜アリーナ（場外正面規制エリア）

2 主な業務内容

(1) 早朝柵等設営その1

備品・資機材の運搬車両からの積み下ろし等

(2) 早朝柵等設営その2

備品・資機材等の設置

【場外警備】

※エリア番号、警備配置図、場外の入退場動線等は

「資料 2-1 場外エリア図、2-2 場外警備配置図・備品等配置図、2-3 場外入退場動線」を参照のこと

共通事項

1 参加者の的確な誘導

信号機の信号に従う、横断歩道により横断するといった道路交通法の規程を遵守させ
たうえで、安全にかつ速やかに誘導すること。

2 規制対象者の情報共有

動線上で飲酒している者や持込禁止物所持者等の規制対象者を目視した場合、本市が
指定した職員に連絡し情報共有を図ること。

3 参加者の滞留防止

会場周辺では参加者を主な対象とした営業活動、政党活動、政治団体等の宣伝活動等
が行われることが予想されるため、参加者の動線上に滞留が起きないように、適確な誘導
を行うこと。特に退場時においては、ロープ等を用いて参加者に移動を促し滞留を排除
すること。

4 アナウンスの徹底

ア 入退場時

参加者を誘導するため、動線（「資料 2-2 場外警備配置図・備品等配置図、2-3 場外入退場動線」）に従い、各配置場所によつて的確な進行方向を示すこと。

イ 入場時

持込禁止物所持者または飲酒者を発見した場合、持込禁止物所持者、飲酒者は入場
できないこと、手荷物及び飲酒検査を会場前で行っていることをアナウンスする。

※持込禁止物の詳細は、「警備・誘導業務について 10-(4)-エ」を参照。

ウ 退場時

参加者が滞留しないよう、速やかに駅に移動することをアナウンスする。

Aエリア

1 実施場所

J R新横浜駅構内・新横浜駅入口交差点のペDESTリアンデッキ・新横浜駅北口駅前広
場（以下、駅前広場という）及び周辺

2 特記事項

- (1) JR利用者メイン動線（混雑緩和のため、地下鉄利用者との動線を分離）
AエリアからCエリア（プリンスホテル裏側）への誘導

- (2) 駅前広場

待合せをする参加者で非常に混雑する。また、トラブルも多く、一般通行者への迷惑行為も発生しているため、警備を徹底すること。

ア 広場全体

広場から信号のない横断歩道を経由してプリンスペペ方面に進む参加者が多く、渋滞の要因になっている。参加者を、高架下の入場動線へ誘導すること。

イ デイリーヤマザキ（新横浜駅前店）脇通路

各政党がビラ配り等を行っているうえ、業務用車等が乗り入れることもある。通行に支障がでないよう警備・誘導を行うこと。

ウ 参加者のうち、着付け等の用事がありプリンスペペ等の立地するブロックへの移動を希望する参加者は、プリンス側からは通さず、新幹線ガード側から誘導すること。

- (3) その他

JR駅構内から駅入口交差点上のペDESTリアンデッキに進む参加者が多く、混雑しているときは駅構内で動線の切り替えを行う。その際に、環状2号線方面には誘導せず、新横浜二丁目交差点を経由し、アリーナ正面の道路へ向かわせること。

Bエリア

1 実施場所

駅前交差点・地下鉄構内・地下鉄出入口

2 地下鉄利用者メイン動線

- (1) 入場時、BエリアからDエリアへ誘導を行うこと。

当該エリアに立地するローソン周辺及びローソン通り向かいに立地するコインパーキングのほか公開空地等に参加者が侵入・滞留しないよう、本市が指定する方法で誘導を行う。侵入や滞留が発生した場合には、速やかに排除すること。

- (2) 退場時、市営地下鉄新横浜駅とJR新横浜駅への入り口の案内を行うこと。

当該エリアに立地するイノテック本社ビルほか公開空地等に参加者が侵入・滞留しないよう、本市が指定する方法で誘導を行う。侵入や滞留が発生した場合には、速やかに排除すること。

3 車両誘導

アリーナ通りが例年参加者の送迎車等で大変混雑するため、適宜、車両誘導を行うこと。

4 地下鉄構内の案内

地下鉄構内において、参加者の動線を示す表示を持ち誘導にあたる。

Cエリアは他エリアに比べ広範囲である上、参加者の入退場動線への誘導と、車両の誘導に、時間帯や状況に応じて適切に対応する必要がある。エリア内で連携を取りながら、警備・誘導にあたること。

新横浜プリンスホテル、プリンスペペ（以下「ホテル等」という）周辺においては、ホテル等との協議を踏まえ警備・誘導にあたること。

1 実施場所

新幹線ガード下道路・新横浜歩道橋(プリンスホテル前)交差点周辺・太尾新道入口交差点付近、アリーナ2階外通路（環状2号線側）

2 特記事項

(1) 参加者の入場動線

ア 一般利用者、通行者への配慮

一般の方の通行に支障をきたさないよう注意し、参加者を誘導すること。

イ 参加者の入場動線（ホテル等周辺）

(ア) ホテル等の駐車場に面した歩道及びホテル等正面玄関前の歩道（新横浜駅東側交差点から新横浜歩道橋の交差点の間）の通行の禁止を徹底すること。参加者は、入退場ともに新幹線ガード下の歩道を通す。ホテル等駐車場に面した歩道は、絶対に通行させない。

(イ) 新幹線ガード下歩道については、一部車道にカラーコーン等資機材を使用し、通行可能な歩道を拡張すること。車道を通行する車両との接触が発生しないよう十分注意して警備を行うこと。

(ウ) ガード下歩道から、株式会社リコー新横浜事業所に面する歩道に誘導すること。プリンスホテル正面玄関前の歩道に行かないよう誘導を徹底すること。

(エ) ホテルの利用者等、基本の入場動線からはずれて「新横浜歩道橋」交差点に至った参加者は、すべてプリンスホテル前のペデストリアンデッキのスロープへと誘導し、新横浜歩道橋交差点の横断歩道を通行させないこと。

(オ) 商業施設であるプリンスペペ内の通路を来場者が多数通行し、トイレを利用する等、他の利用客に支障をきたすため、施設内は極力通行しないように警備を行うこと。

(カ) ホテル脇の噴水への立入りやごみの投棄等がされないよう警備を行うこと。

(2) 参加者の退場動線

ア アリーナ1階参加者退場口

式典終了時は太尾新道入口交差点側に誘導すること。

イ アリーナ2階環状2号線側参加者退場口

1回から4回目の退場時は、デッキから1階に降ろし、アリーナ裏からアリーナ駐車場の通りへ誘導すること。5回目退場時は、アリーナ2階環状2号線側参加者は、ペデストリアンデッキへと誘導すること。

ウ 場内警備及び退場動線上の警備は連携をとり、混乱を最低限に抑えるべく、柔軟かつ適確な警備を行うこと。

- ・例年、退場口に接する歩道で、待ち合わせする参加者で混雑が多数発生するため、アナウンスを徹底し滞留防止に努めること。
- ・退場メイン動線からの逆行、一般歩行者の通行の確保、車道へのはみ出しには注意をすること。

エ 近隣店舗の駐車場等、敷地内で待ち合わせを行わないよう、警備体制を強化し速やかに移動するようアナウンスを行うこと。旧洋麺屋五右衛門前では参加者が車道にはみ出さないように、コーン・トラロープ等を用意し必要に応じて用いること。

オ 太尾新道に面する公園への通り抜けや環状2号線に沿って参加者が退場することがないように誘導するとともに、環状2号線歩道上に柵等の資材を配置すること。

(3) 車両の誘導

ア プリンスペペ西側の信号のない交差点において、人の流れを切り、車両がスムーズに左折できるよう誘導を徹底し、環状2号線の渋滞の緩和に配慮すること。

イ 篠原地区からホテル裏側の道路に出てくる車両がスムーズに右折できるよう、人の流れを切り、篠原地区に渋滞が及ばないようにすること。

ウ 上記ア、イのほか、信号のない横断歩道において、参加者の流れを切り、車両の優先通行に心掛けること。

エ プリンスペペや民間駐車場への対策として、車両の入出庫時は、人の流れを切り、スムーズに入出庫できるよう警備を行うこと。

オ 新横浜歩道橋交差点のプリンスホテルからりそな銀行の間の横断歩道を渡ろうとする一般の歩行者に対しては、信号が青で点滅した段階で、通行を止めた上で、新横浜駅東側交差点の方向から左折する車を通すこと。

カ 新横浜駅東側交差点から新横浜歩道橋交差点の間で渋滞が発生している場合には、太尾新道入口付近への迂回ルートへ誘導すること。

なお、プリンスホテル裏の道路が混雑し、新横浜駅東側交差点から新横浜歩道橋交差点の間が比較的空いている場合は、迂回の誘導を行わない等周辺の状況に応じた誘導を行うこと。

(4) 路上駐車対策

横浜銀行事務センターとリコー新横浜事業所間の路地、リコー新横浜事業所とローソンのあるビル間の路地、新横浜グレイスホテルとプリンスペペ間の路地において、コーンの設置、声掛け等により駐停車車両を排除すること。

また環状2号線における駐停車の抑止の対策を講じること。

(5) ルームズ大正堂前の看板設置

式典前日に横浜アリーナが所有する看板2枚を、ルームズ大正堂前に設置する。

第5回の式典が終了して30分経過した後、看板を取りはずし、元の場所に戻すこと。

Dエリア

警備強化エリア

式典当日、当エリアは、大変混雑するため、十分に市職員・警察と打合せを行い、相互連携を図り、混乱を最低限に抑えるべく柔軟に対応すること。

1 実施場所

正面規制エリア・横浜アリーナ前（コナカ前）交差点・ペDESTリアンデッキ・アリーナ
2階外通路（環状2号線側）（一部）

2 業務

(1) 規制、封鎖及び解除

車両交通規制に伴う車両進入禁止措置及び解除を行う。5回目の式典終了後、状況を見ながら撤収を開始し、できるだけ早めに車両交通規制の解除ができる体制をとること（規制時間は19:00頃までを予定）。解除時には歩道に誘導すると同時に速やかに会場から離れるよう警備・誘導を行うこと。

(2) 場外本部の運営及び警備本部機能の設置

場外本部の市職員と密に連絡を取り連携し、運営すること。

(3) 開場

当日は開場・開演時間が前倒しとなる可能性があるため、開場時間の30分前にはアリーナの入口前まで参加者の引き入れができるようにスタンバイを完了すること。また場外の混雑状況による開場時間の前倒しの要不要について、場内のスタンバイの状況等を把握の上で本市が指定した職員に助言すること。開場後は、場内の混雑情報に応じて、適宜入場制限への対応も行うこと。

(4) 入場誘導

ア 人が滞留しやすいデイリーヤマザキの向かいのクリーニング店付近では、アナウンスを行い滞留の解消に努めること。

イ レーンによって並ぶ人数が偏らないように、空いているレーンに適宜誘導すること。

ウ 「新横浜三丁目」～「横浜アリーナ前」～「新横浜歩道橋」の各交差点に沿った歩道については、警察の指示により参加者は通行できない見込みであるため、通行規制に係る誘導を行うこと。

エ 横浜アリーナ交差点で信号待ちをしている参加者には、車道にはみ出さないよう声掛けをし、参加者の安全を図ること。横浜アリーナ前に並ぶ参加者の列が、デイリーヤマザキまで至った場合には、横浜アリーナ交差点をはさんでコナカ側にいる警備員は列の進み具合を確認しながら、参加者が車道にはみ出すことのないよう人数を制限する等して参加者を横浜アリーナ側に渡らせること。その際に横浜アリーナをはさんでコナカ側にいる警備員と、デイリー側にいる警備員が連携を図ること。

オ ペDESTリアンデッキにつながっているエレベーター、階段においては一般利用者に対して、アリーナ周辺の立入り禁止区域があることを踏まえた上で、迂回路を説明する等、適確な誘導を行うこと。

カ 来賓、優先席利用者（車いす、付添、子ども連れ等）、主催者、報道関係者の受付又は入場口へ誘導する。一般利用者に対して、アリーナ周辺の立入り禁止区域があることを踏まえた上で、迂回路を説明する等、適確な誘導を行うこと。

(5) 参加者へのアナウンスの徹底

参加者の適確な誘導のため、アナウンスを徹底する。スピーカー等を用いてあらかじめ録音した音声を流すこと。アナウンスの内容には次のアからウのほか「資料1 【その他】4-(3)-ア (ア) から (キ)」の内容も含めること。

ア 持込禁止物所持者入場抑制エリア～飲酒検査ゲート前

- (ア) 入場券を手に持って並ぶこと。
- (イ) 該当回の入場券を持っていない場合は、入場できないことまたは確認書類を持参して、券再発行窓口に行くこと（入場券または確認書類を持たない参加者は入場不可）。
- (ウ) 持込禁止物所持者、飲酒者は入場できないこと。
- (エ) 手荷物及び飲酒検査を会場前で行っていること。
- (オ) 入場券への記載を忘れた場合は、配布している筆記具を受け取り記入すること。
- (カ) 前の人に続いて進むこと。

イ 飲酒検査ゲートエリア～入場券チェック前

- (ア) 入場券を手に持って並ぶこと。
- (イ) 該当回の入場券を持っていない場合は、入場できないこと。確認書類を持参して、券再発行窓口に行くこと（入場券と確認書類を持たない参加者は入場不可）。
- (ウ) 持込禁止物所持者は入場できないこと。
- (エ) 手荷物検査を会場前で行っていること。
- (オ) 前の人に続いて進むこと。

ウ 手荷物検査ゲート～出入口エリア

前の人に続いて進むこと。

(6) 持込禁止物所持者入場抑制

横浜アリーナ前交差点、ペDESTリアンデッキエレベーター付近の正面規制エリアでは持込禁止所持者の入場を制止する。

のぼり等の持込禁止物（「警備・誘導業務について 10-(4)-エ ※持込禁止物」参照）所持者には、権利放棄をしないと入場できない旨を説明し、権利放棄を促す。放棄された物品類は、回収し所定の場所に運ぶこと。なお物品類は返却しないため、一次的に預かることはしない。回収物品は本市職員の確認後、分別しごみ集積所に運ぶこと。

また、飲酒者を発見した場合には、入場できない旨を説明する。横浜アリーナ方向に進んだ場合には、飲酒検査ゲートにいる警備員との共有を図り、入場を確実に阻止すること。

(7) 手荷物検査ゲート、飲酒検査ゲートの設営及び運営

ア 設営

テントは、前日から設置すること。天候等の影響によりテントの使用を取りやめる場合には、本市と協議すること。

ゲートの設置数は、市と協議のうえ決定すること。

イ 誘導

レーンによって並ぶ人数が偏らないように、空いているレーンに適宜誘導すること。

ウ 検査手順

(ア) 手荷物検査

- ・参加者に鞆等を開けてもらい、目視チェックを行う。目視でチェックができない場合は、中身を出してもらい確認をする。袴や振袖の袖も確認を行う。女性の警備員を半数配置し、配置箇所についてはあらかじめ本市と協議すること。
- ・検査にて持込禁止物を確認した場合は、権利放棄をしないと入場できない旨説明し、権利放棄を促す。
- ・放棄された物品類は、回収し所定の場所に運ぶこと。なお物品類は返却しないため、一時的に預かることはしない。回収物品は本市職員の確認後、分別しごみ集積所に運ぶこと。
- ・手荷物検査を実施する必要がある者等について、本市職員が指示するため、手荷物検査ゲートエリアリーダーは、本市場外本部に常駐し、指示を現場の警備員に遅滞なく伝達し対応させること。

(イ) 飲酒検査

- ・全員に対し、目視による検査を行う。
- ・飲酒の疑いのある者（酒を所持している、匂いがする、顔が赤い、ふらついている、興奮状態である、攻撃的な態度をとる、集団で騒いでいる等）に対して、呼気検査を行う。呼気検査の結果、本市が指定する基準よりも高い数値が検出された場合、飲酒者は入場拒否し、不適合者レーンから退場させること（持込禁止物所持者入場抑制エリア上での情報も参考にすること）。
- ・参加者1人に対して、検査員2名で対応すること。飲酒検査を行う際は、飲酒検査エリア脇に控えている警備員が、応援に入り飲酒検査を実施すること。
- ・ストロー式のアルコール検査器を55個以上用意すること。詳しくは「資料6-1 備品リスト」を参照。※手荷物及び飲酒検査については、本市でホームページや入場券への掲載、式典当日の案内板表示等を通じ、参加者に対する事前及び当日の広報を行う。
- ・雨天等でも検査を実施できるよう対策を行うこと。
- ・当日使用するアルコール検査器はあらかじめ、指定の日時に本市の立ち合いのもと、すべての機器が場外において正常に作動することを検査すること。
- ・飲酒検査を実施する必要がある者等について、本市職員が指示するため、飲酒検査ゲートエリアリーダーは、本市場外本部に常駐し、指示を現場の警備員に遅滞なく伝達し対応させること。

(8) 入場者対応

参加者が持参した該当回の入場券を回収する。該当の入場券を持っていない参加者については、券再発行窓口へ誘導する。詳細については本市の指示に従うこと。

本業務は個人情報の取扱いを含むため、「資料8 個人情報取扱特記事項」を順守すること。

(9) 券再発行窓口の受付

該当の回の入場券を持参していない者に対し必要書類を提示させ、参加資格の確認を行う。必要書類の提示ができない参加者は、退場レーンに誘導する。受付の方法や必要書類の詳細等は、本市の指示に従うこと。本業務は個人情報の取扱いを含むため、「資料8 個人情報取扱特記事項」を順守すること。

(10) 出入口エリア（アリーナ入口前）

制止を無視し突破しようとした参加者がいた場合、複数人で制止し入場を防ぐ。

(11) 入場拒否・退場者対応

正面規制エリアにおいて「警備・誘導業務について 10-(4)-ウ」に該当する規制対象者の入場を拒否する際、退場者対応の警備員に引き渡すこと。退場者対応の警備員は再び正面規制エリア内に入ることのないように対象者に警告し、速やかに排除する。再入場を防ぐため、警備員間、及び本市が指定した職員に連絡し情報共有を図ること。また、入場拒否者、入場の意思がない者、参加資格がない者等が、アリーナ前に滞留している場合は、エリア外（環状2号線側）に移動させること

特に、警備員は、「資料10 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」に記載された事由が発生する場合、その事由における「主催者の対応」欄に記載された行為をとること。

「資料10 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」は、警備業務委託の契約後に委託者、受託者及び港北警察署との警察協議において、決定する。

(12) 環状二号線付近

路上駐車を発見した場合は、駐車しないよう声掛けを行うこと。車道でトラブル等を発見した場合は、全体統括に速やかに報告すること。報告を受けた全体統括は速やかにあらかじめ本市が指定した職員に報告すること。

当該エリアに立地する TECH ビルの敷地をトラロープ等で囲み敷地内に参加者が侵入することを防ぐとともに、参加者が TECH ビルの敷地等に侵入した場合は、速やかに排除すること。

(13) 退場誘導

5回目の式典退場時のみ、環状2号線に面する2階出口から、ペDESTリアンデッキを通し新横浜駅に向かう退場動線を使用する。一般の方の通路を確保するとともに、参加者の安全な退場に向けた、警備・誘導を行うこと。参加者が滞留しないよう、速やかに駅に移動することをアナウンスする。

(14) 封鎖

各回式典開始 15 分後までは、該当参加者を入場させるため、その旨アナウンスをし、入場券の確認を行い、エリア内に誘導すること。

(15) 完全封鎖は、周辺の状況を見極め本市と協議のうえで実施すること。

E エリア

1 実施場所

アリーナ2階駐車場側通路・アリーナ駐車場側道路（岩崎学園側）・新横浜三丁目交差点

2 退場動線

一時に大勢の参加者が退場してくるため、細心の注意が必要となる。

(1) アリーナ2階参加者の退場口

警察側の2階外階段から下り、アリーナ駐車場脇の歩道に誘導すること。

- ・階段下周辺は、緑道となっており、かなり広範囲に滞留が発生するため、警備誘導体制を強化し、速やかに移動するよう声掛けを行うこと。
- ・一般歩行者の通行の確保、車道へのはみ出しには注意すること。
- ・アリーナ裏の切り下げがある場所（歩道と車道の間）に柵を設置し参加者が車道に出ないようにすること。

(2) 所定の動線を通るよう誘導を徹底すること。

(3) 「新横浜三丁目」～「横浜アリーナ前」～「新横浜歩道橋」の各交差点に沿った歩道は参加者の歩道通行規制が予定されているため、左折させることはできない。このため直進するよう誘導を徹底すること。

(4) 交差点に多くの人滞りすることのないよう、交差点の手前から交通整理を行うこと。

3 路上駐車排除

コーンの設置、声掛け等によりアリーナ裏の広場、新横浜運送に面した道路に資材等を設置し駐停車車両を排除すること。

4 駐車場

(1) 特記事項

駐 車 場 利 用 対 象 者	登壇者、優先席利用者等で車が必要な参加者、出演者、来賓、警察、 消防、報道関係者、近隣住民その他
--------------------	---

- ・駐車場利用許可リストを基に、駐車場所を案内すること。
- ・横浜アリーナ専用駐車スペースは使わないこと。
- ・駐車場入口の警備担当等は、車を必要としない参加者やその送迎のための車、式典に関係ない車等は、駐車場に入れないよう警備を徹底すること。
- ・主催者や主催者の乗車する車の進行を妨害する等危険行為を行う者がいた場合、排除するとともに、ただちに本市が指定した職員に連絡すること。

(2) 駐車場利用対象者案内

優先席利用者及び報道関係者は入場口を案内すること。（入場口は別途協議する）
その他の利用者は、関係者入口を案内すること。

(3) その他

駐車場対応は、急きょ変更する必要があるため、本市からの指示に注意すること。

【場内警備】

※出入口、入退場動線等は

「資料3-1～2 場内客席配置図、4-1～4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料5-1～2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照のこと

場内警備共通

1 式典の状況

近年、場内各所で暴れる参加者が増えている。平成29年と令和2年の成人式では爆竹や煙玉等の投げ込み、平成30・31年、令和2年には参加者によるステージ登壇未遂により、式典を妨害された。場内における参加者の安全確保は、主催者の責任において実施すべき事項であり、自主警備を徹底するべきであるが、警察等関係機関への協力を要請し、式典中断時には参加者の逮捕・起訴についても決断をせざるを得ない状況にある。

2 警備の主なポイント

次の対応については、徹底した警備を行うこと。

- (1) 階段、障害物もあるため、参加者の安全確保を行うこと。
- (2) 事件等が発生した場合は、速やかに制止に入ること。制止に時間がかかる場合は、警備の場内統括に報告し、遊軍の派遣等を依頼すること。その際、市の場内総括にも報告すること。
- (3) 特に入退場時の会場内は、待合せのため多くの参加者が滞留する。安全対策上、好ましくないため、誘導を徹底し、滞留させないこと。
- (4) 場外にて、持込禁止物・飲酒者の最終チェックが行われるが、場内において、それらを見つけた場合は、速やかに退場をさせること。放棄された物品は返却しないこと。なお、物品の引継ぎは別途市職員が指示する。そのほかの取扱は場外の項と同様とする。
- (5) 状況によっては、着席できない参加者がロビーに溢れる場合がある。客席の空席状況を確認し、空席への誘導を行うと共に、柔軟に配置転換等を行い、ロビーにおける警備を強化すること。
- (6) 式典中の席や通路の移動は、退場の場合を除き禁止すること。
- (7) 横浜アリーナから退場後の再入場はできないため、参加者へその旨の案内をすること。参加者が、再入場しようとした場合には止めること。例年再入場については案内の誤りが指摘されるため、警備員の中でも周知徹底を確実にすること。
- (8) トラブルを未然に防ぐよう細心の注意を払い、発生した場合は、速やかに制止すること。特に、警備員は、「資料10 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」に記載された事由が発生する場合、その事由における「主催者の対応」欄に記載された行為をとること。
「資料10 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」は、警備業務委託の契約後に委託者、受託者及び港北警察署との警察協議において、決定する。
- (9) 立入禁止エリアに参加者が立入らないよう警備をすること。

柵の設置や張り紙等の物理的手段も必要に応じて講じること。また、運営委託業者が印刷した掲示物についても設置を行うこと。

※アリーナ備品以外に、有効な柵等警備用物品があれば手配すること。

※張り紙等の掲出方法については、指定した方法によること。

場内遊軍

1 主な業務

場内の監視、各種事件・事故の未然防止、市職員・警察官の補助、繁忙・危険箇所の応援、入場規制者の排除等について、場内統括（一部エリアリーダー）の指示により警備にあたる。

2 特記事項

(1) 待機場所

場内指定場所

(2) 事件・事故等への対応

(3) 繁忙箇所応援

滞留等が発生した箇所にて警備を行い、滞留等を速やかに解消すること。

また、危険行為等が発生した箇所に応援に行き、危険行為を制止すること。

(4) その他

遊軍警備は、警備範囲が広範にわたるため、エリアごとの警備実施計画書の内容を熟知し、警備にあたること。また、混乱した状況での警備が前提となるため、混乱を最低限に抑えるためにも、柔軟かつ毅然とした対応をすること。

1・2階エリア

一部 警備強化エリア

(正面入口付近・客席中央正面左右階段上)

1 実施場所

アリーナ1・2階（ロビー、客席）

場内の状況を把握し、場外と常に連携をとり、入場制限指示等雑踏の制御に努めること。

2 特記事項

(1) 滞留ポイント

誘導の徹底及び柵の設置等、参加者が滞留しないような工夫をすること。

- ・正面ロビー後方
- ・正面左右階段上（退場時は階段閉鎖）
- ・退場時の出口付近

(2) ロビー

ア 1階正面

待合せが多く、1階席入場口がわかりにくくなるため、柵の設置、誘導等、滞留しない工夫をすること。1階正面では、参加者が待合せしないよう、個別の声掛けをし、滞留しないよう誘導する。

イ 正面左右階段上

大勢の待合せ場所となる。階段上が塞がれた状態になり、参加者が進むことができないことが多々あるため、滞留の未然防止の徹底、トラブル発生時には速やかに制止すると同時に、周囲の参加者の安全確保に努めること。

ウ 3階への階段開放

原則1、2階の客席を最初に開放し、満席になりそうなタイミングで3・4階の北東席、南西席の順に開放する。開放方法については変更となる可能性があるため、別途協議すること。

南西の客席は、ボックス席横に位置するため、必要が無ければ最後まで使用しないこととする。南西の階段は閉鎖し、突破されないように警備すること。開放する際は、本市の指示に従うこと。

エ 開場

開場の可否確認の連絡があった場合は、警備の場内統括は、場内の各担当と連絡をとったうえで、あらかじめ本市が指定した職員に状況を報告すること。

開場後は、雑踏の制御を十分に行うこと。

混雑が著しく、参加者の安全が確保できない場合には、場外統括と調整の上で、市職員に対し入場の制限についての助言を行うこと。

客席は各席が均等に埋まるよう誘導すること。場内総括と客席の状況を確認し、配置転換等を行い、柔軟に誘導すること。その際、新型コロナウイルス感染症対策のため、一席ずつ開ける等の対応を取る場合がある。誘導の方法については、契約後本市と協議のうえ決定すること。

オ 控室周辺

関係者の判別方法を本市と共有し、部外者の立ち入りが無いようにすること。基本的にはネームプレートをさげていない人には声を掛けて確認すること。万が一部外者を発見した際は、直ちに立入禁止エリアから外に誘導し、侵入した経路や目的等事情の聴取をすること。

(3) 客席

ア 1階客席中央

参加者が立入らないよう厳重に警備をすること。本市との協議の上、柵や黒幕の設置等物理的手段も講じること。アリーナ備品以外に、有効な柵等警備用物品があれば手配すること。

イ 席への誘導

市職員と協力し、速やかに着席させること。状況によっては、市職員に対して助言をすること。また、参加者が安全に着席できるよう入場制限をかける等、雑踏を制御すること。

ウ 式典中の参加者の座席の移動

式典中は移動を禁止する。式典開始と同時に防護柵で移動できないように塞ぐこと。トイレに行ったり、退場したりする参加者に対しては、ロビーへの出口への誘導を行うこと。そのほか歩き回っている参加者に対しては、着席か、もしくはロビーへ出るように声をかけること。

エ 2階立ち見席における警備

2階席の入り口付近の通路は、基本的に立ち見席となっているが、今年度も昨年度同様立ち見を禁止するため、着席をさせること。ステージ下の立ち見席は移動も含めて黒幕や柵、警備員により封鎖とし、侵入されることがないように警備すること。

また、ステージの反対側の立ち見席には頭上に放水銃があり、以前このエリアで3階席によじ登ったケースもあったため、登られないように注意喚起し、登ろうとする参加者を制止すること。場内統括は必要に応じて、遊軍を派遣して、阻止すること。

妨害行為を阻止等した際に暴力等のトラブルが起こればライト等で合図して応援を呼ぶこと。

3・4階エリア

一部 警備強化エリア（ボックス席付近、ボックス席控室付近）

1 実施場所

アリーナ3階ロビー、3・4階客席、ボックス席控室

2 特記事項

(1) 3階ロビー

2階から3階への階段は、1・2階が満席になるまで原則開放しないため、3階に上がってきた場合は、引き返すように誘導すること。また、指示に従わない参加者を制止し、排除すること。開放した際もロビーは非常に狭いため、2階階段前の担当と連携をとり、雑踏の制御も行うこと。

(2) 客席

ボックス席付近は、参加者が立ち入らないよう厳重に警備をすること。

階段の角度が急であること、着慣れない晴れ着を着用していること等により、通常より、危険要素が高くなるため、細心の注意を払うようアナウンス、誘導をすること。

また、通路柵が低いため、立ち見は禁止とする。

式典中は通路を柵で封鎖し、参加者は移動しないよう声掛けし、速やかな着席又はロビーへの誘導を行うこと。南東間と西北間の客席には、「資料4-4 場内ロビー3階動線、警備・備品配置図」のように防護柵を設置し、警備員を配置する。そのエリアを突破しようとする参加者の侵入を阻止し、ロビーへの排除、または周囲の警備員と連携して会場外へ排除すること。

妨害行為を阻止等した際に暴力等のトラブルが起こればライト等で合図して応援を呼ぶこと。

(3) ボックス席控室

ボックス席に通じる控室には、参加者の侵入がないよう厳重に警備すること。
特に避難階段とエレベーターに関してもボックス席控室に通じるため、侵入を阻止すること。

【その他】

1 防護柵及びその他備品の準備及び設置

(1) 防護柵

来場者の円滑な誘導及び立入禁止箇所を明示するため、防護柵を用意し、本市が指定した箇所に設置すること。ただし、持込防護柵は、設置可否について横浜アリーナに事前確認を行うこと。

防護柵は、参加者や歩行者等が故意又は過失等により倒れないようなものとする。防護柵の設置方法（可動式の防護柵の設置等）については、緊急車両動線の確保が確実にされるよう注意して行うこと。なお、防護柵の設置箇所は、「2-2 場外警備配置図・備品等配置図、2-3 場外入退場動線、資料3-1～2 場内客席配置図、4-1～4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図」を基本とする。

また、アリーナ正面の車両進入禁止区域には規制時間にバリケード等を設置し、車両進入を防ぎ、規制解除後は直ちに撤去し開放すること。撤去時は漏れが無いように、警備計画書の図面と照らし合わせて確認を行うこと。

※警察の指示によりバリケード設置箇所が一部変更や増設もあるので、本市と調整の上変更や設置を行うこと。

※規制時間について本市に助言すること。

※警備状況を向上させるためであれば、防護柵等の設置箇所を変更することも可とする。ただし、変更する際は本市と協議をすること。

(2) 案内板等

誘導の際の案内板を作成し、活用すること。案内板は入れ替え可能なものとし、すべての案内板の下段部分は感染症対策の内容を表示すること。作成にあたっては、視認性に留意し、本市と事前に協議すること。固定配置する場合は、参加者や歩行者等が故意又は過失等により倒れないようにすること。なお、JR新横浜駅構内（Aエリア）で、足付のプラカードを使用する際には、事前にJR新横浜駅と協議すること。また、その他警備に必要な備品を準備すること。詳細は「資料6-1、6-2 備品リスト」を参照のこと。

(3) 荒天時（大雪）の対応

スコップを用意し、アリーナ周辺の除雪作業を行うこと。

足元への注意を促すこと。

大雪の場合は、特にプリンスホテル前のペDESTリアンデッキのスロープが滑りやすく、転倒する恐れがあるため、状況を見ながら、階段への誘導等適宜対応すること。

ただし、動線を変更する際には、全体統括を通し、あらかじめ本市が指定した職員に報告すること。

(4) 夜間照明について

道路に設置する柵、コーン等の資機材には、次の通り照明灯を設置する。赤色又は黄色で夜間 150 メートル前方から視認できる光度を有する照明灯を設置すること。設置間隔は 4 メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置すること。第 5 回の退場誘導にあたっては、プラカードに照明をつけること。その他、夜間照明については本市の指示に従うこと。

(5) その他物品等

立入禁止、動線確保を必要とする場所（環状 2 号線側歩道等）においては、カラーコーン及びトラロープ等を用い、対策を講じること。

設置した物品、備品については式典終了後、回収し持ち帰ること。

また、座席に貼り付けた座席表示も剥がすこと。

2 相鉄・東急直通線新横浜駅（仮称）工事

新横浜駅周辺（BCエリア）の歩道が狭くなっているため、できるだけ動線のとおり誘導すること。

3 ごみ等の取扱いについて

(1) 呼びかけについて

参加者に対して、ごみ、空き缶、空き瓶、吸殻、破損傘等（以下「ごみ等」という）を持ち帰るよう、随時呼びかけること。

(2) ごみ等の回収について

ア 随時対応

ごみ等が、参加者の動線、安全面に支障をきたす場合は、速やかに回収を行うこと。

イ 式典終了時

第 1 回から 4 回の終了時は、担当エリア内のごみ等を回収すること。第 5 回終了時は、担当エリアのほか、アリーナ周辺についても、ごみ等が散乱している場合は、可能な範囲で拾い集める等の協力をする事。

ウ 回収したごみ等の取扱いについて

アリーナ内の本市の指定する場所（防災センター付近を想定）に仮置きをすること。

4 新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止対策について

(1) 警備員による感染予防・感染拡大防止対策

ア 日常の健康管理（特に式典前 1 週間程度の体温測定、健康状態チェック）を行うこと。

イ 従事前の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこと。その場合、欠員を補充すること。

- ・業務に従事する当日または前日に 37.5℃以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者
- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる者

- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者
 - ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者
- ウ マスクを着用するとともに、手洗い、手指消毒を徹底すること。

エ 手荷物・飲酒検査を行う者、ごみ回収を行う者は、ビニール手袋を着用すること。手荷物検査は参加者の衣服や持ち物に触れた都度、新しいビニール手袋に替えること。飲酒検査を行う際は、検査の都度、検査機器のストロー(マウスピース)及び警備員が着用している手袋を新しいものに取り換えること。

オ 従事するすべての警備員の氏名、緊急連絡先等を記載した名簿を作成し、事前に本市に提出すること。個々の警備員に対しては、それらの情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知し事前承諾を得ること。(後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合等に保健所等に申告内容を伝える等が想定される。)

カ 来場客等の不特定多数と接するため、警備員はマスク及びフェイスシールドを着用すること。フェイスシールドの着用が困難な配置ポイントがある場合、着用について本市と協議すること。

キ スマートフォンを所有している者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストール及び「LINE コロナお知らせシステム」の登録を必須とし、入館時に稼働確認を行うこと。

(2) 会場の感染防止対策

ア 各回ごとの座席消毒

各回終了ごとに会場内の座席の消毒を実施すること。その際使用する消毒液及びタオル等の備品も用意すること。式典間の入れ替え時間内(20分程度)に確実に消毒が終了するよう、消毒専門要員を配置すること。なお、消毒専門要員は警備員でなくとも可とする。

イ 入場規制時の対応

本市が指定した人数上限に達した際は、持込禁止物所持者入場抑制エリアの警備員は会場に防護柵等を設置し、封鎖すること。また、プラカード下段の掲示を「入場受付終了」に切り替えるとともに、アナウンスを行うこと。

誘導に従わない参加者がいた場合には、速やかに場外指導要員に応援を依頼すること。

(3) 周知・広報

ア 案内板の作成・設置

次の(ア)から(キ)の項目の趣旨を周知する案内板を作成し、場外、場内において設置、あるいは警備員が持つこと。案内板の設置数は、場外に(ア)(イ)(ウ)含む表示を12以上、場内に(ア)(イ)(ウ)(エ)を含む表示を50程度、(オ)の表示は8以上、(カ)の表示は8以上、(キ)の表示は本市の指示する枚数とする。

案内板の作成、設置にあたっては、「資料1 【その他】1 防護柵及びその他備品の準備及び設置 (2)案内板等」に従うこと。

- (ア) 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けること
- (イ) マスクを着用、咳エチケットを徹底すること
- (ウ) 大声を出さないこと(場外)

- (エ) 会話の自粛すること（場内）
- (オ) 検温を実施していること（場内）
- (カ) 手指消毒をすること（場内）
- (キ) その他、本市が指示するもの

イ 録音等によるアナウンス

「資料1 Dエリア 2-(5) 参加者へのアナウンスの徹底」については、あらかじめ録音した音声を流すこと。また、本市と協議の上、「資料1 【その他】 4-(3)-ア (ア) から (キ)」の内容も含めること。

(4) 動線上の物理的身体的距離の確保

待機列が必要な場面（入場時やトイレ前）においては、来場客同士が十分な距離（最低1メートル）を確保して整列できるように、目印となる掲出物や足下マーク等の設置をするとともに、レーンの設置にあたっては物理的身体的距離を確保する。目印となる足下のマーク等の設置については、本市の指示に従うこと。

また、退場、入場時等において、場内、場外とも、物理的身体的距離を確保するよう表示等により案内を徹底すること。滞留防止のためロープ等を用いて誘導を行う場合も、身体的距離を確保すること。

(5) 検温の実施

場内1階ロビー正面において、サーモグラフィカメラを設置し、参加者全員の温度を確認する。37.5℃以上の参加者がいた場合は、声をかけ体温測定器（非接触）で改めて体温を測り、測定の結果、37.5℃以上の場合は入場できないことを伝え退場させる。検温を実施していること、基準を超えていた場合は入場できないことを周知する案内板を作成・設置する。「資料4-2 場内ロビー1階動線、警備・備品等配置図」を参照のこと。当日使用するサーモグラフィカメラ及び体温測定器はあらかじめ、指定の日時に本市の立ち合いのもと、すべての機器が場外において正常に作動することを検査すること。

(6) 手指消毒

場内1階ロビー正面において手指消毒を設置すること。参加者に手指消毒を促すアナウンスを録音した音声を流すとともに、案内板を十分に設置すること。

(7) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

発生時は、まず本市が指定する職員に連絡をするとともに、①感染が疑われる者にはマスクを着用させ、②あらかじめ本市が確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーテーション等で区画されたスペース（換気や風通しの良い場所を推奨）」に案内する。

5 警備実施計画書

(1) 本業務を実施するにあたり、警備に関する計画書を作成し、本市及び本市が別途契約する会場運営業務委託受託業者に提出すること。

なお、「警備・誘導業務について 12 提出書類等」にて記載している必要部数には、会場運営業務委託受託業者分は含まれていない。当該業者と直接協議し、必要部数を提

出すること。

(2) 警備実施計画書の内容は、警備・誘導業務について（資料1から10を含む）を参考とし、必要に応じて修正を行い、計画書を作成すること。

(3) 主な作成項目

ア 警備実施概要

基本方針、実施要領、緊急時対応計画、事案別初動措置対応計画

イ 警備実施体制図・人数表

ウ エリア別警備計画・マニュアル

業務内容、会場（周辺）図、人員配置図、参加者動線図、運営体制及び連絡系統、緊急時対応等

(4) 警察署との協議

警備実施計画書作成にあたっては、原案を作成し、本市及び警察署と打合せをし、内容を精査すること。打ち合わせの際は、警備実施計画書の案の資料を30部用意すること。

(5) 作成スケジュール（予定）

- ・ 8月31日 打合せ
- ・ 9月14日 警備計画第一案提出
- ・ 9月28日 警備計画第二案提出
- ・ 10月5日～7日 警察協議
- ・ 10月24日 警備計画案確定
- ・ 11月1日～4日 警察協議
- ・ 11月14日 警備計画書完成

6 履行報告書

委託終了後、次の内容で履行報告書を作成し、本市に提出すること。

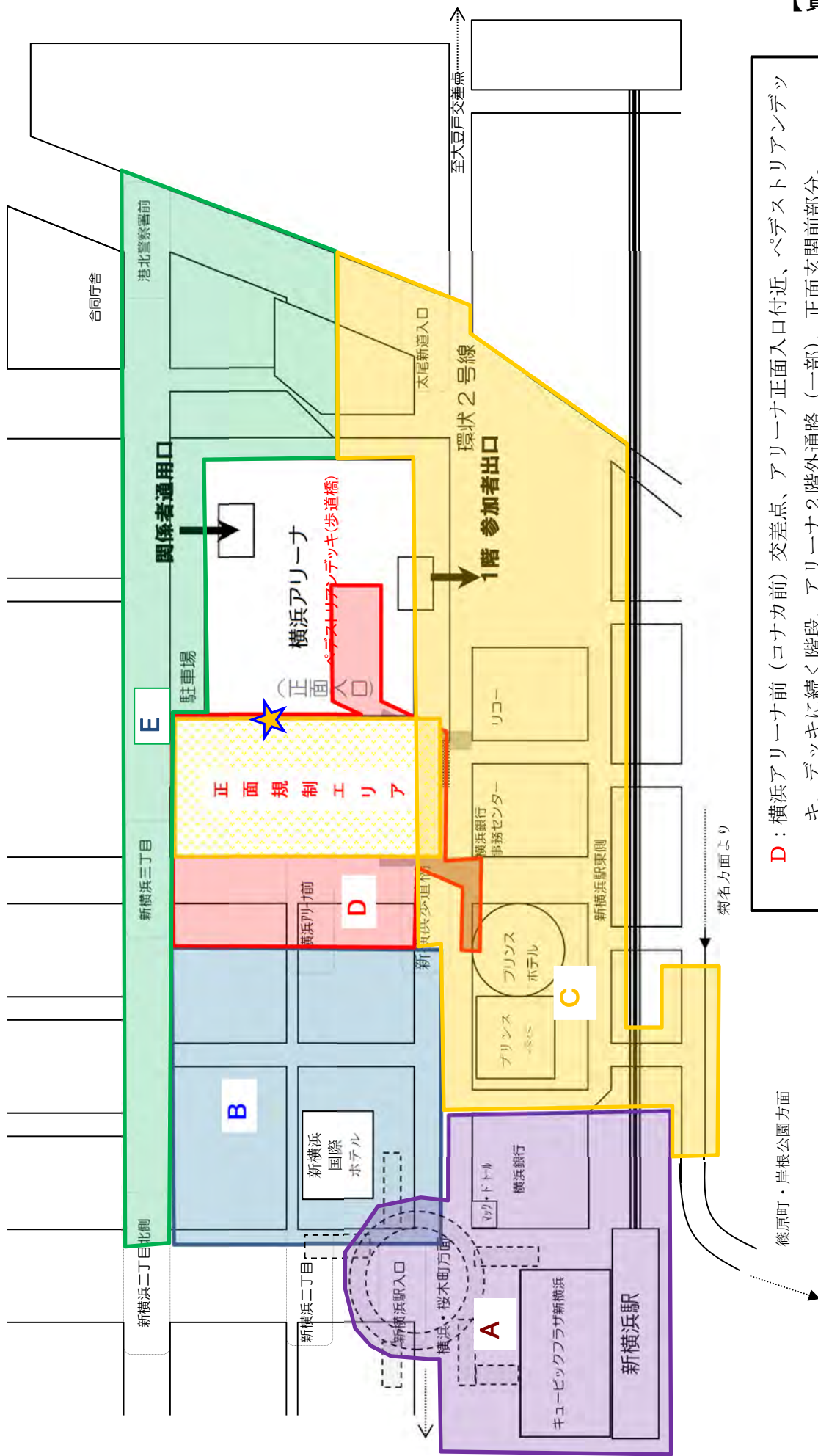
(1) 本委託仕様書に基づく、全てのエリア・ポイントにおける業務内容の履行状況

(2) 全てのエリア・ポイントの報告写真（データでの納品）

報告写真には遠景、近景及び次の場면을必ず含めること。また、場所がわかるよう、キャプションをつけること。

- ・ 柵等設置備品
- ・ 案内表示
- ・ 各種検査実施状況
- ・ 警備配置状況

場外警備エリア図



D : 横浜アリーナ前 (コナカ前) 交差点、アリーナ正面入口付近、ペデストリアンデッキ、デッキに続く階段、アリーナ2階外通路 (一部)、正面玄関前部分。

★ : 場外本部設置場所

※エリア図は変更する可能性がある。

場外警備配置図・備品等配置図

【資料2-2】

場外広域警備 計173P

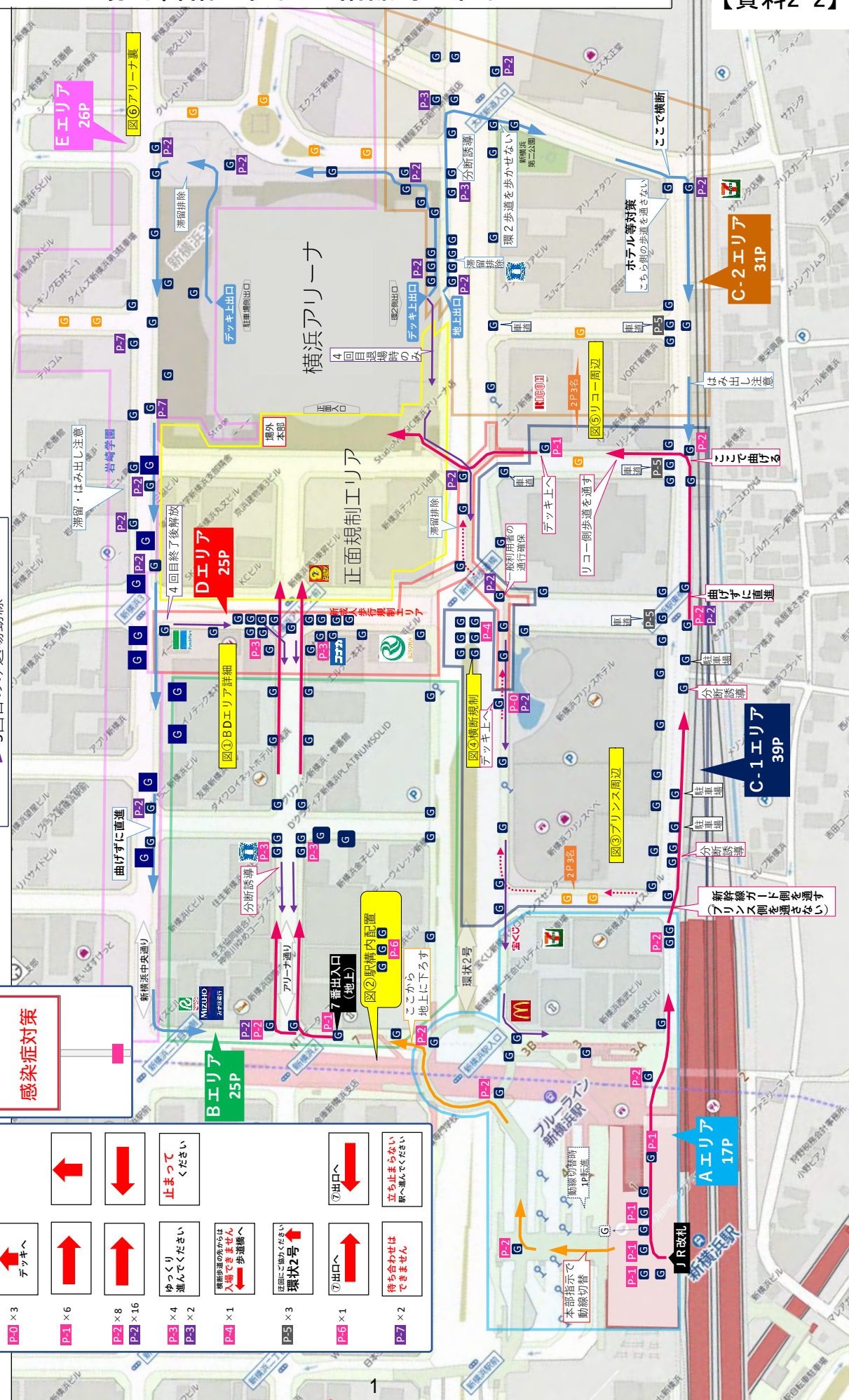
- G 固定配置 7:00~20:00 163P
- G 路駐対策 4:00~20:00 10P

入退場動線

- メイン入場動線
- サブ入場動線 (混雑時切替)
- プリンスホテル利用者動線
- メイン退場動線
- 5回目のみ退場動線

プラカード (1段・2段・警備員手持)

上段 (誘導用)		下段 (感染対策用)	
P-0 × 3	デッキへ	成人の日を祝うつらい	感染症対策
P-1 × 6	↑		
P-2 × 8	↑		
P-2 × 16	↑		
P-3 × 4	↑	止まってください	
P-3 × 2	↑	ゆっくり進んでください	
P-4 × 1	↑	乗換案内の案内板へ入場できません	
P-5 × 3	↑	巡回にご協力ください	
P-6 × 1	↑	環状2号	
P-7 × 1	↑	⑦出口へ	
P-7 × 2	↑	待ち合わせはできません	



①B・Dエリア コナカ周辺 詳細



②Bエリア 市営地下鉄駅構内 (B1F) 詳細



プリンスペペ横 路上駐車対策

04:00~

白線の内側に4m間隔でコーン設置・警備員2名で巡回



1.5M 4.0M 6.0M 1.5M

③C-1エリア プリンス周辺路駐・仮設歩道 詳細

セフティーコーン×50個
(コーンには点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

ここから先は
既設歩道幅2.0m

コーン&バー×50セット
(コーンには点滅灯装着)

G 警備員(固定) 7:00~

プリンス裏 新幹線沿い車道 仮設歩行者通路設置

7:00~

カラーコーン・バーで、1.4Mの仮設歩道を設置
警備員(固定配置)にて歩行者及び車両誘導



8.0M 1.4M

④C-1エリア 新横浜歩道橋交差点 入場者横断規制

【入場歩行者横断規制】
 ①歩行者信号が点滅した後に歩行者横断が続くと、プリンスホテル側からの左折車両が進むことが出来ず渋滞し、ホテル駐車場が出庫出来なくなるため、「点滅したらすぐに横断を止める誘導」を行う。
 ②式典参加者に対しては「横断しても入場出来ない。デッキ上へ上がるよう」誘導する。

歩道規制のため
地上からは大回りの迂回を
しなければ会場に入れない

信号点滅したら
横断歩行者を止めて
左折車両を流す

P-4 プラカード使用
横断歩道の先からは
入場できません
→ 歩道橋へ

新横浜歩道橋交差点 地上部

プリンスホテル側と中央分離帯側に分かれて配置

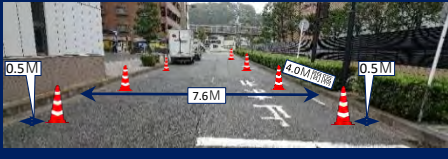


⑤ C1・C2エリア リコー東西 路駐対策

C1エリア リコー西側 路上駐車対策

04:00~

車道両側（縁石から0.5M）に4M間隔でコーンを設置
警備員1名で巡回



セフティーコーン×45個
(点滅灯装着)

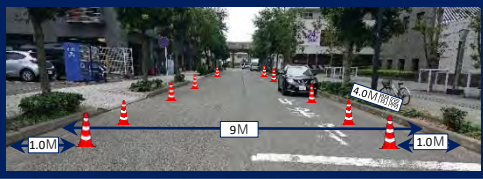
G 巡回警備員 4:00~

置き場⑤
コーン×45

C2エリア リコー東側 路上駐車対策

4:00~

車道両側（縁石から1M）に4M間隔でコーンを設置
警備員1名で巡回



セフティーコーン×45個
(点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

⑥ Eエリア アリーナ裏 路駐対策

テルコム株前 路上駐車対策

4:00~

車道両側（縁石から0.5M）に4M間隔でコーンを設置
警備員2名で巡回



セフティーコーン×30個
(点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

置き場①
コーン×30

置き場⑧ (予備)
コーン×20
パー×15

置き場⑨
鉄柵×4

搬入口前切下げ
7:00鉄柵設置
4回目終了後撤去

アリーナ裏 路上駐車対策

4:00~

車道両側（縁石から0.5M）に4M間隔でコーンを設置
警備員4名で巡回



セフティーコーン×82個
(点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

置き場③
コーン×42

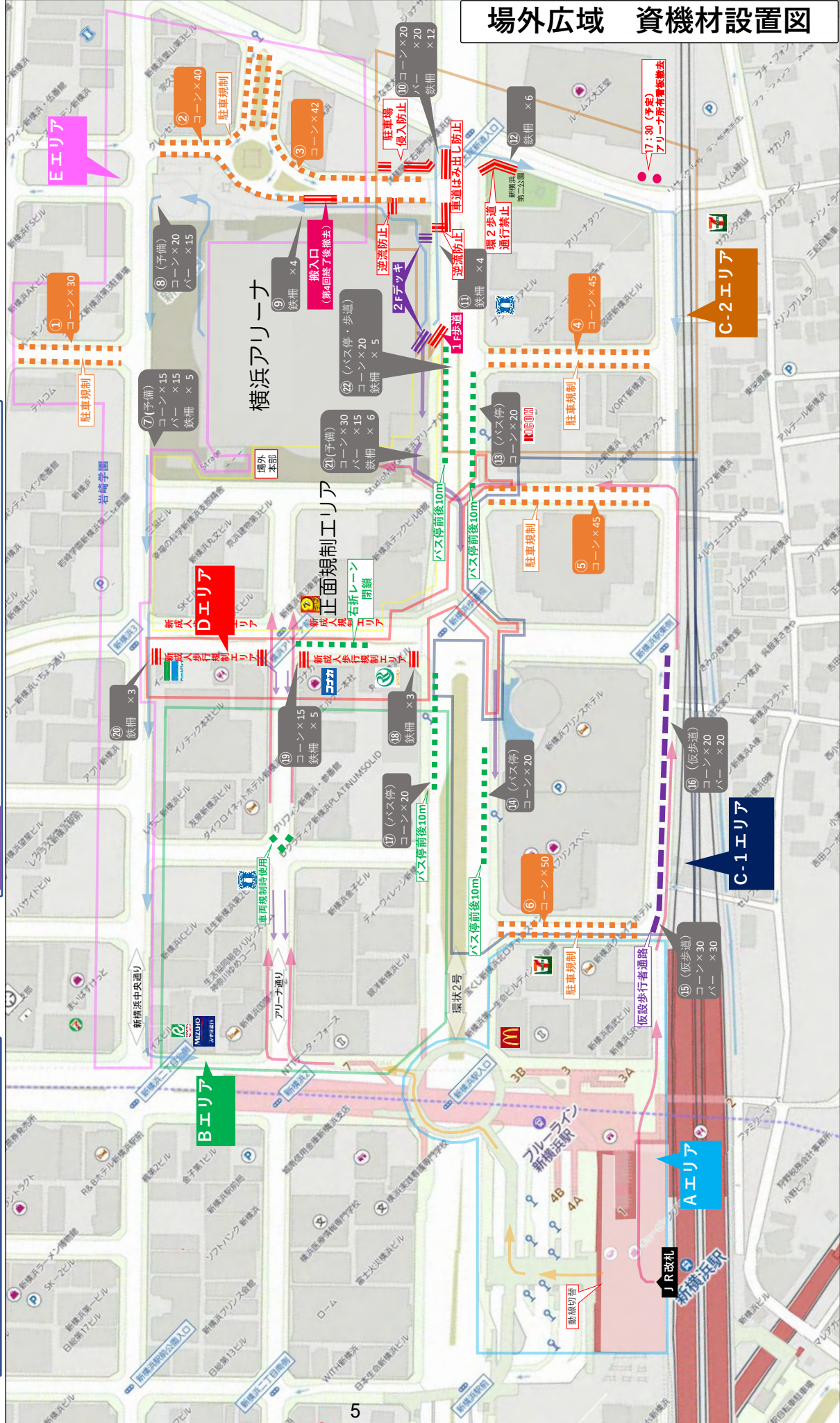
場外広域 資機材設置図

資機材凡例

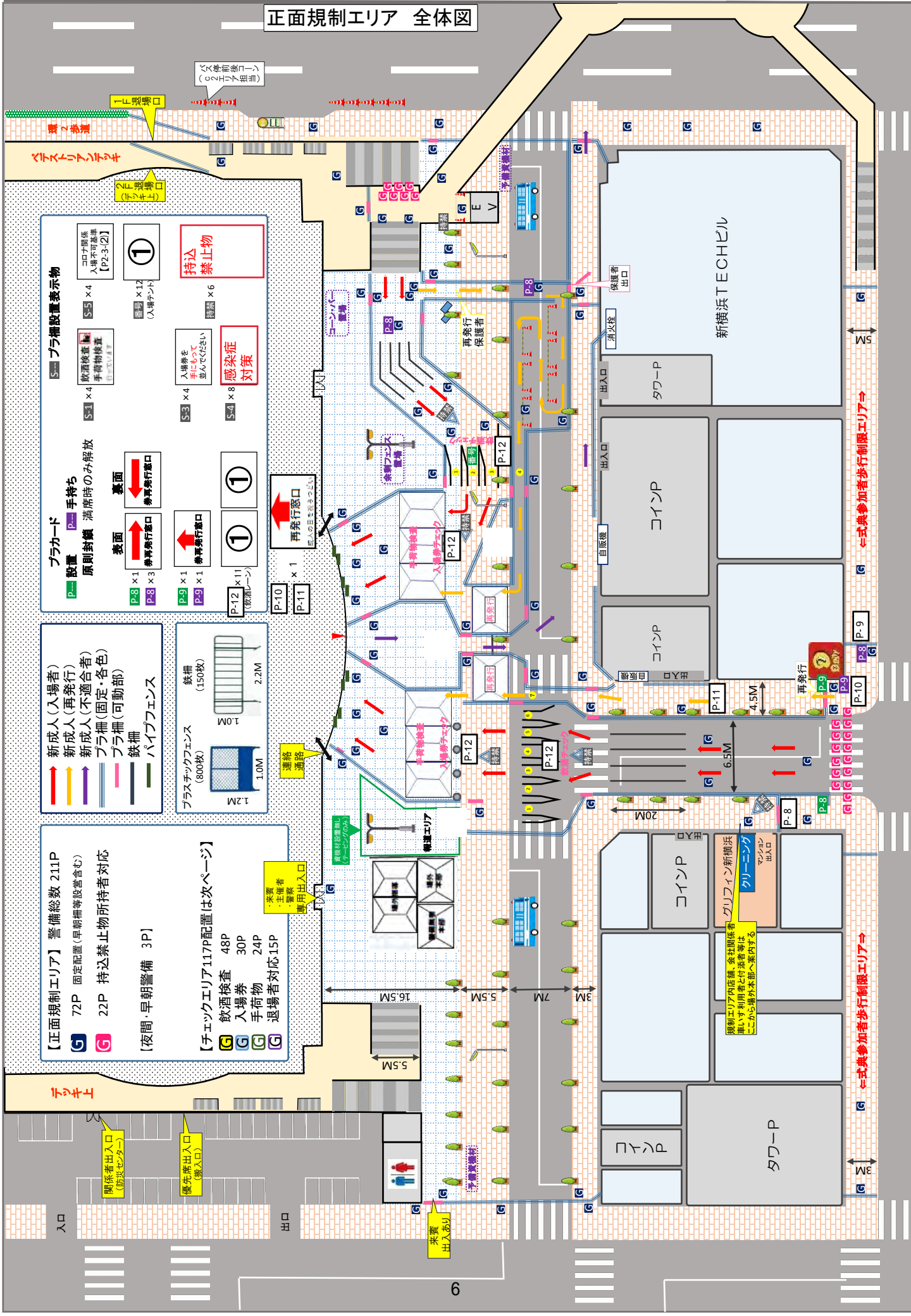
- カラコーン・点滅灯 250セット 4:00から設置
- カラーコーン・点滅灯 180セット 7:00から設置
- コーン・点滅灯・バー 50セット 7:00から設置
- 鉄柵 (自立式 幅2.2m) 60枚 7:00から設置

資機材置き場

- コーン×00 4:00までに配布
- コーン×00 7:00までに配布
- 鉄柵×0



正面規制エリア 全体図



(又事前参下)
(又先アテ参加)

1F 緊急出口

くまてんてんてんてんてん

2F 緊急出口
(エレベーター)

正面規制設置表示物

- プラカード P-2 設置
原封状態 満席時のみ解放
手持ち
- コーナ関係 入場不可標準 P2-3(2)
- 飲酒検査 手持物検査 S-1 x 4
- 通行 × 12 (人導ラウン)
- 持込禁止物
- 感染症対策

通行 × 12 (人導ラウン)	持込禁止物
通行 × 12 (人導ラウン)	持込禁止物

プラカード

通行 × 3 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)
通行 × 3 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)
通行 × 3 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)

通行 × 12 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)
通行 × 12 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)

再発行窓口

再発行 1

再発行 1	再発行 1
再発行 1	再発行 1

新成人(入場者)

新成人(再発行)
新成人(不適合者)
新成人(固定・各色)
プラカード(可動部)
鉄柵
パイプフェンス

通行 × 12 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)
通行 × 12 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)

通行 × 12 (券裏発行窓口)

通行 × 12 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)
通行 × 12 (券裏発行窓口)	通行 × 12 (券裏発行窓口)

通行 × 12 (券裏発行窓口)

【正面規制エリア】警備総数 211P

72P 固定配置(早朝欄等設置含む)
22P 持込禁止物所持者対応

【夜間・早朝警備 3P】

【チェックエリア117P配置は次ページ】

48P 飲酒検査
30P 入場券
24P 手荷物
15P 退場者対応

関係者出入口 (防災センター)

優先席出入口 (優先席)

先着 出入口あり

←式典参加者歩行制限エリア→

←式典参加者歩行制限エリア→

新横浜TECHビル

タワーP

コインP

コインP

タワーP

クリアン新横浜
マシソン
出入口

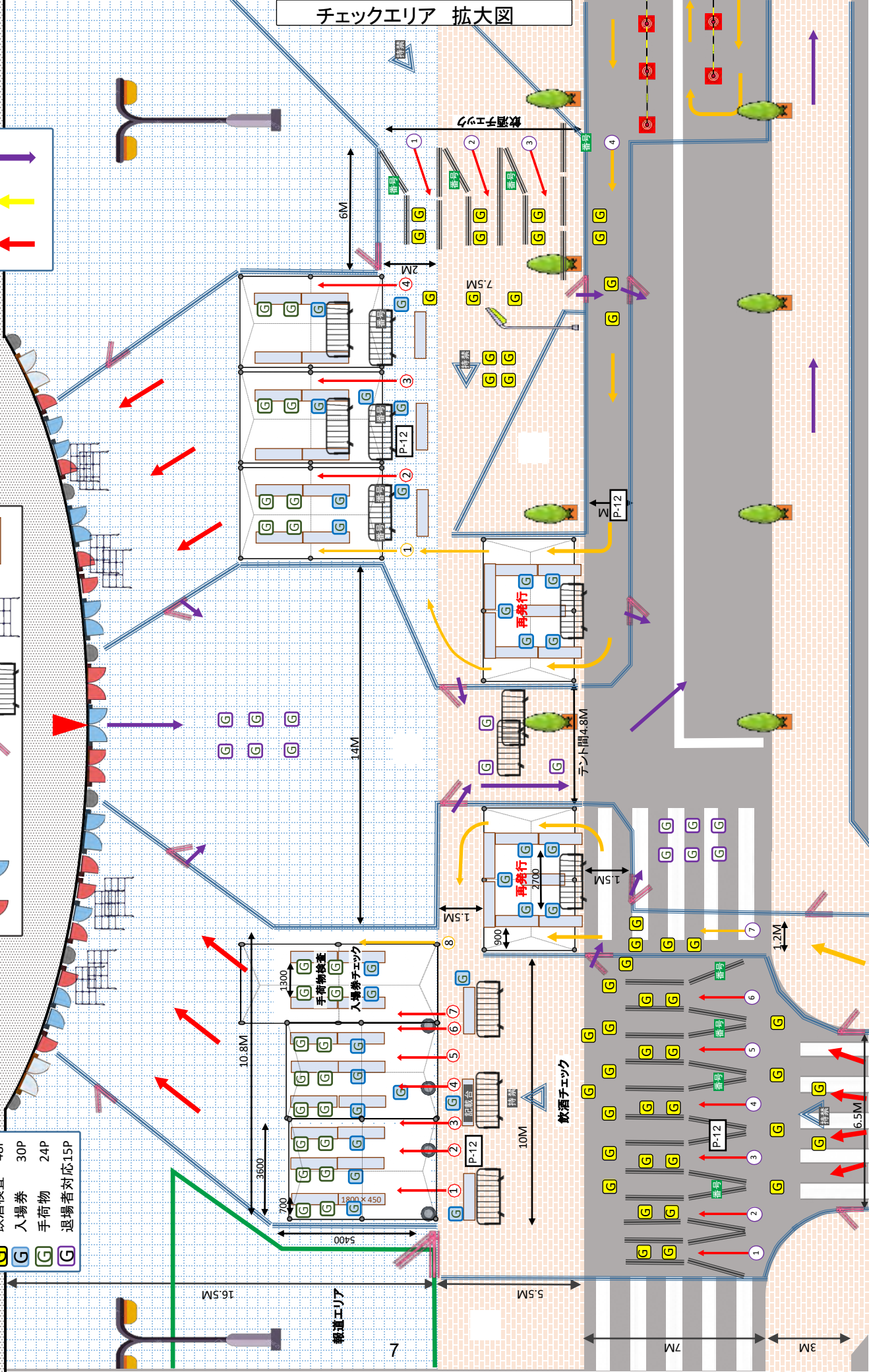
観劇エリア内店舗、会社関係者
車いす利用者や付添者等は
こちら場外本部へ案内する

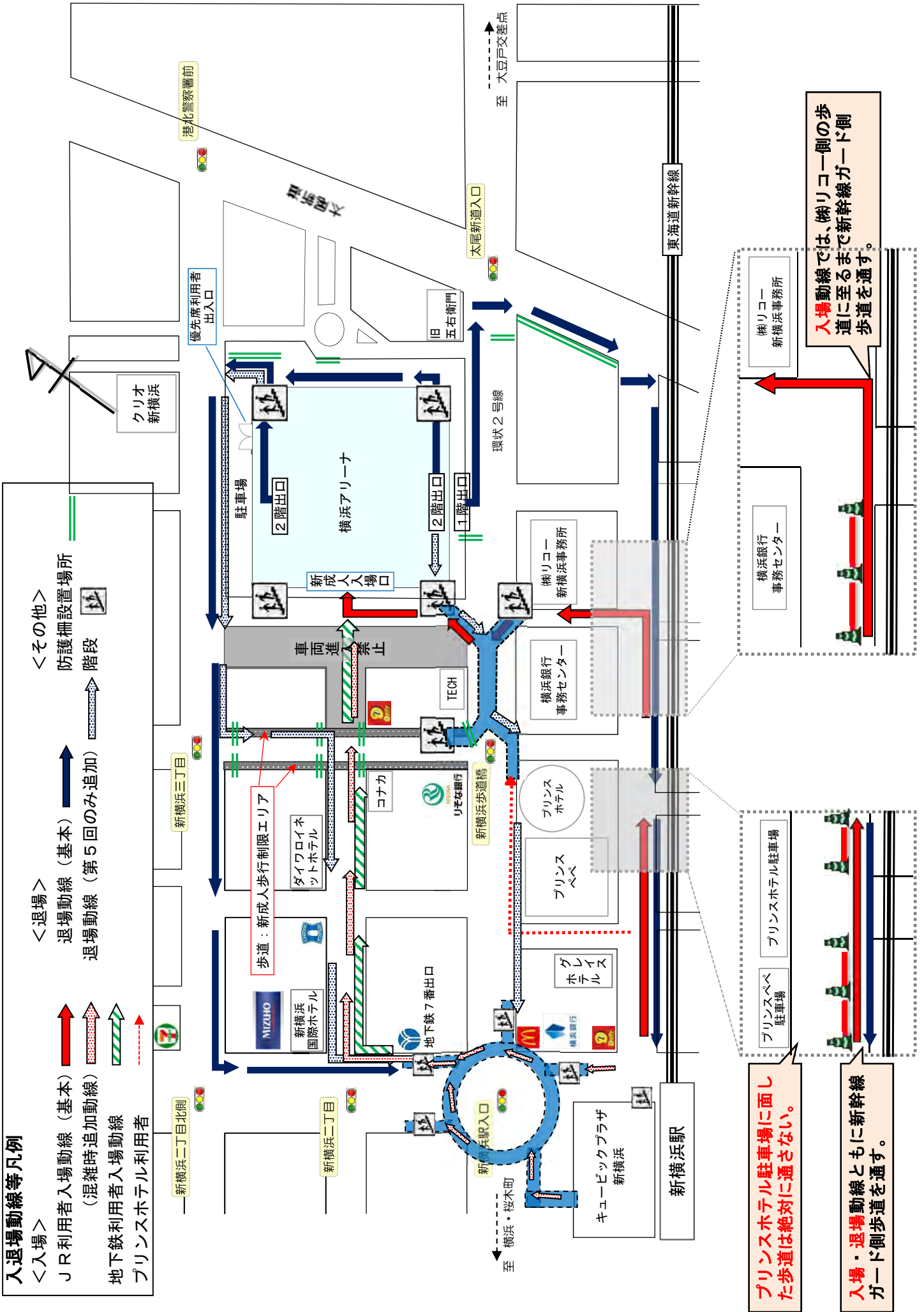
チェックエリア 拡大図

→ 新成人 (入場者) (再発行) (不適合)
→ 新成人 (再発行) (不適合)
→ 新成人 (不適合)

扉 (開ける) (開める)
 扉 (開ける) (開める)
 プラフェンス (可動)
 鉄柵
 ハイプフェンス (アリーナ入口)
 長机 (1800 x 450)

【チェックエリア】117P
 飲酒検査 48P
 入場券 30P
 手荷物 24P
 退場者対応15P



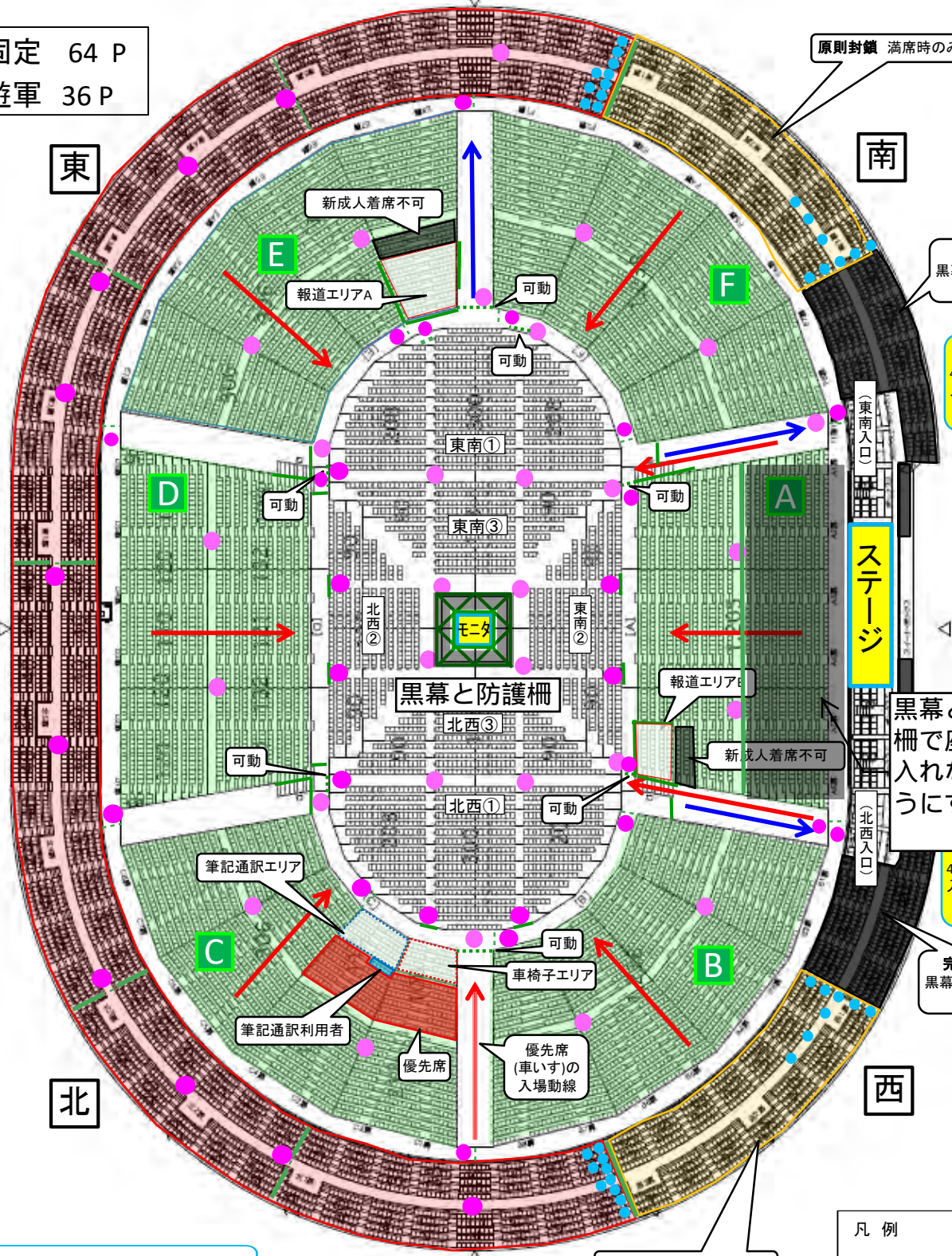


場内客席配置図

- : 固定 64 P
- : 遊軍 36 P

アリーナ裏側

環状2号線側



原則封鎖 満席時のみ解放

南

完全封鎖 黒幕を張って席を隠す

4階ロビー出入口に配置 立入厳禁

ステージ

アリーナ入口側

黒幕と防護柵で座席に入れないようにする

4階ロビー出入口に配置 立入厳禁

完全封鎖 黒幕を張って席を隠す

西

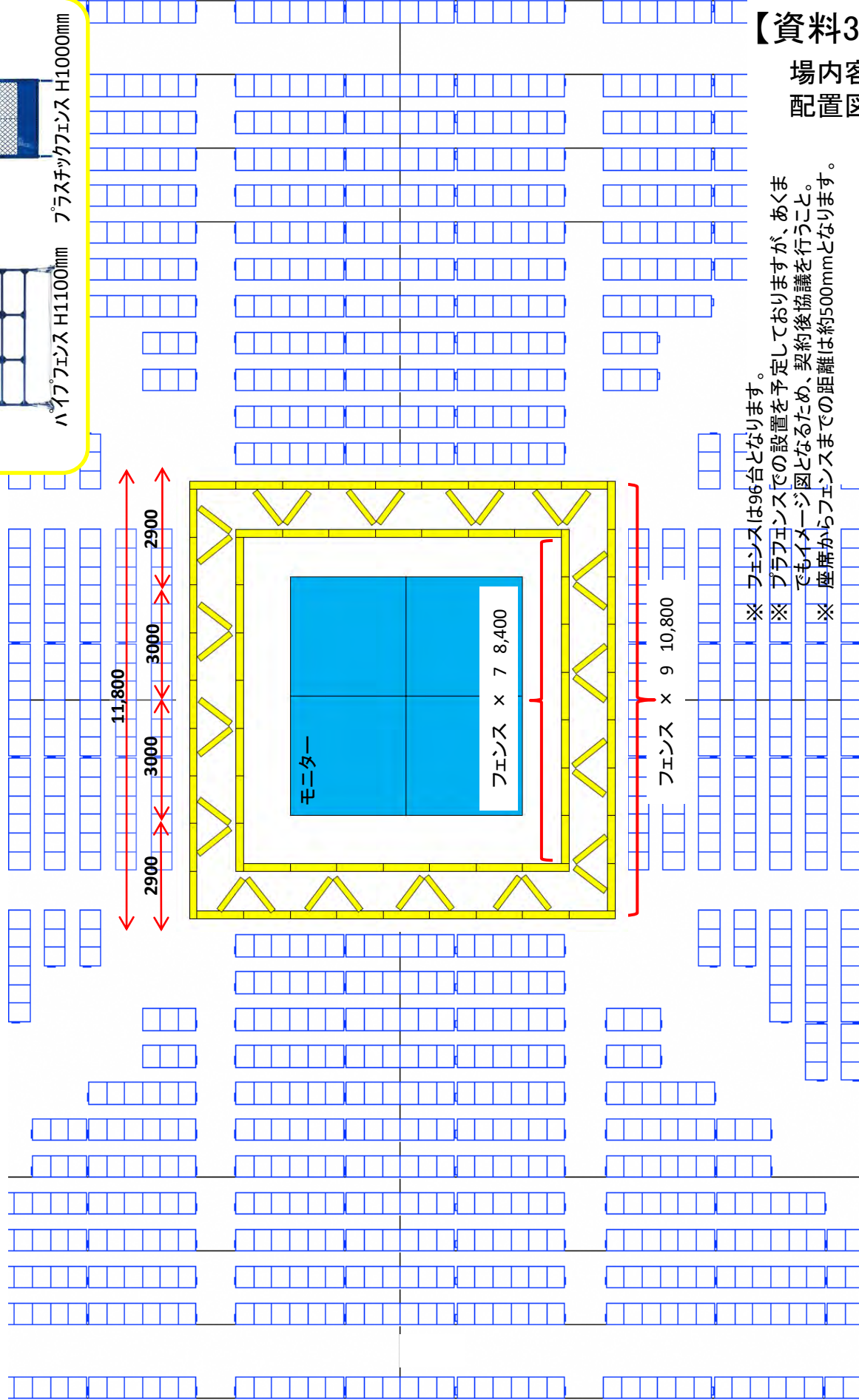
駐車場側

原則封鎖 満席時のみ解放

- 凡例
- ← 入場動線
 - ← 退場動線

— : 防護柵

横浜アリーナ場内 モニター周辺資機材設置イメージ図



- ※ フェンスは96台となります。
- ※ プラフェンスでの設置を予定しておりますが、あくまでもイメージ図となるため、契約後協議を行うこと。
- ※ 座席からフェンスまでの距離は約500mmとなります。

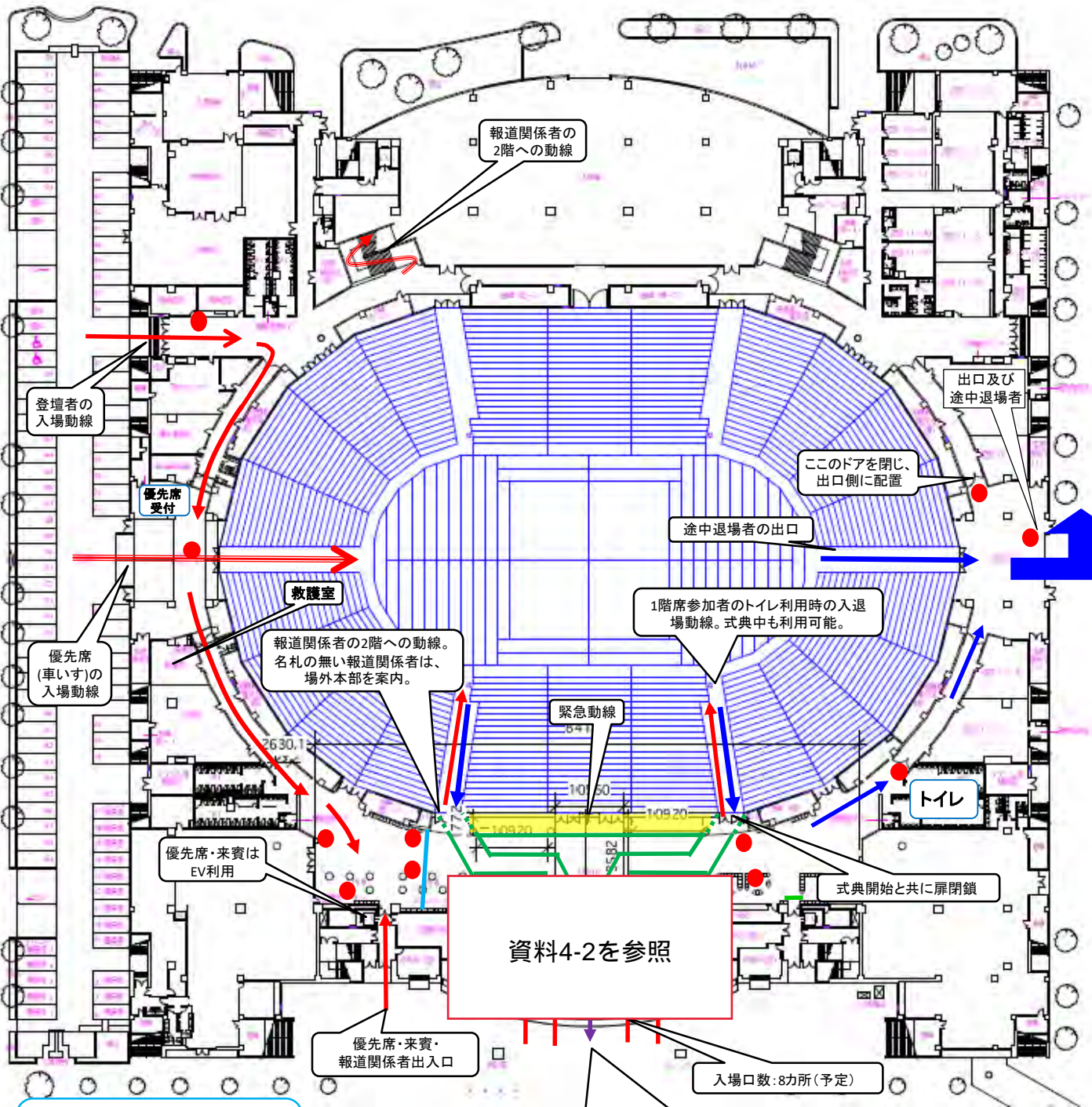
【資料3-2】
場内客席
配置図

【資料4-1】

場内ロビー各階動線、 警備・備品等配置図

場内ロビー 1階

● : 固定 11P



—●— : 防護柵 (点線は可動)
— : ベルトパーテーション

入場口付近で入場拒否者を発見した場合の退場口

入場口数: 8カ所 (予定)

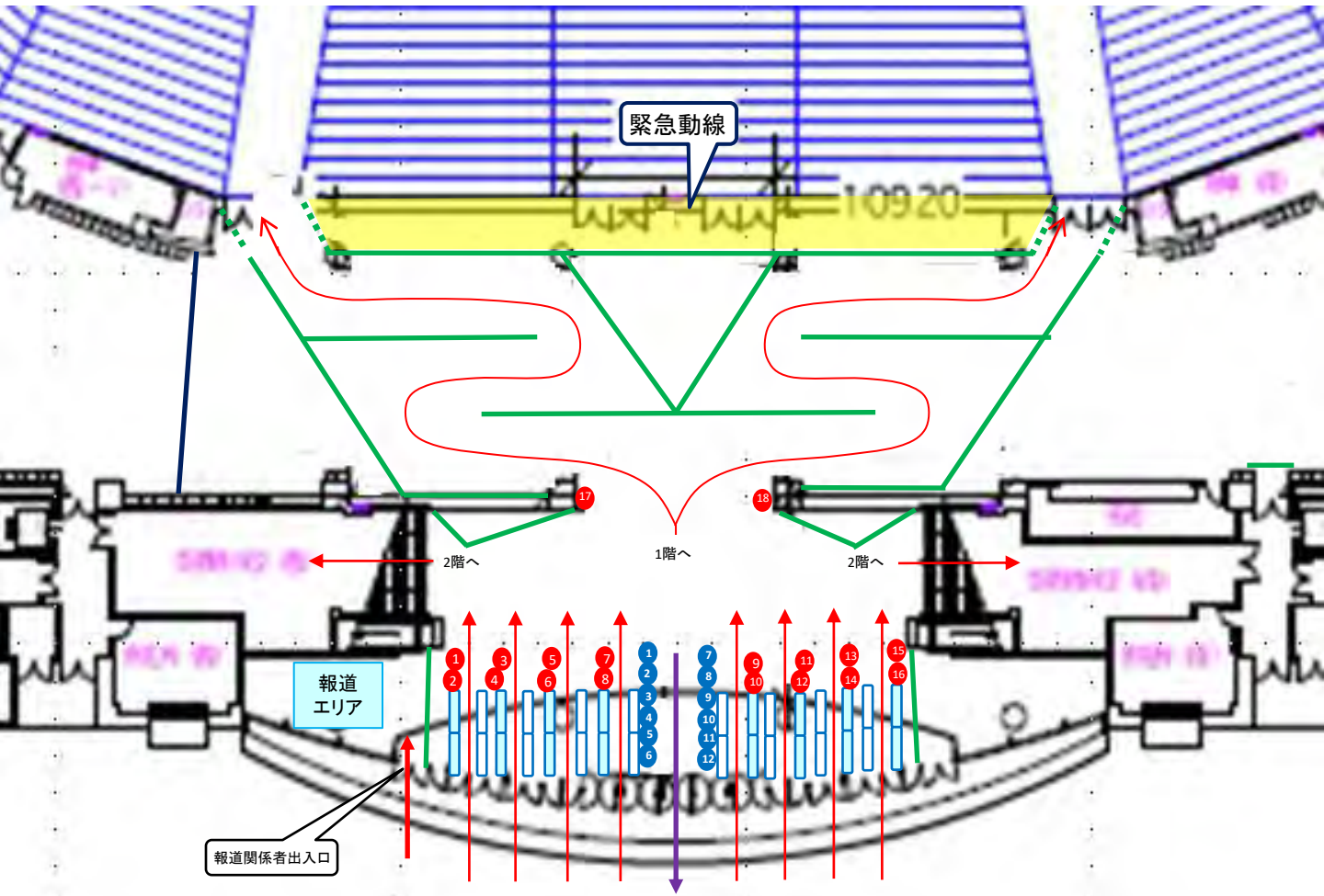
凡 例

← 入場動線
← 退場動線
← 不適合者退場動線

場内吐き - 1階 正面受付

【資料4-2】

- : 固定 16P
- : 遊軍 12P



- : 防護柵 (点線は可動)
- : ベルトパーテーション

一人ずつ入場できる幅に機を設置、隣のレーンとの距離を1m以上開ける。

各レーン(水色机)にサーモグラフィカメラを設置し、体温検査を実施する。37.5度以上が検知した場合は非接触体温計で再検査を実施、再度37.5度以上の場合、コロナウィルス感染症の疑いがある場合は控室11へ、その他の場合は不適合者として退場させる。手指消毒液をワンタッチ容器に入れ、各机(水色机)に3個ずつ(計24個)置く。

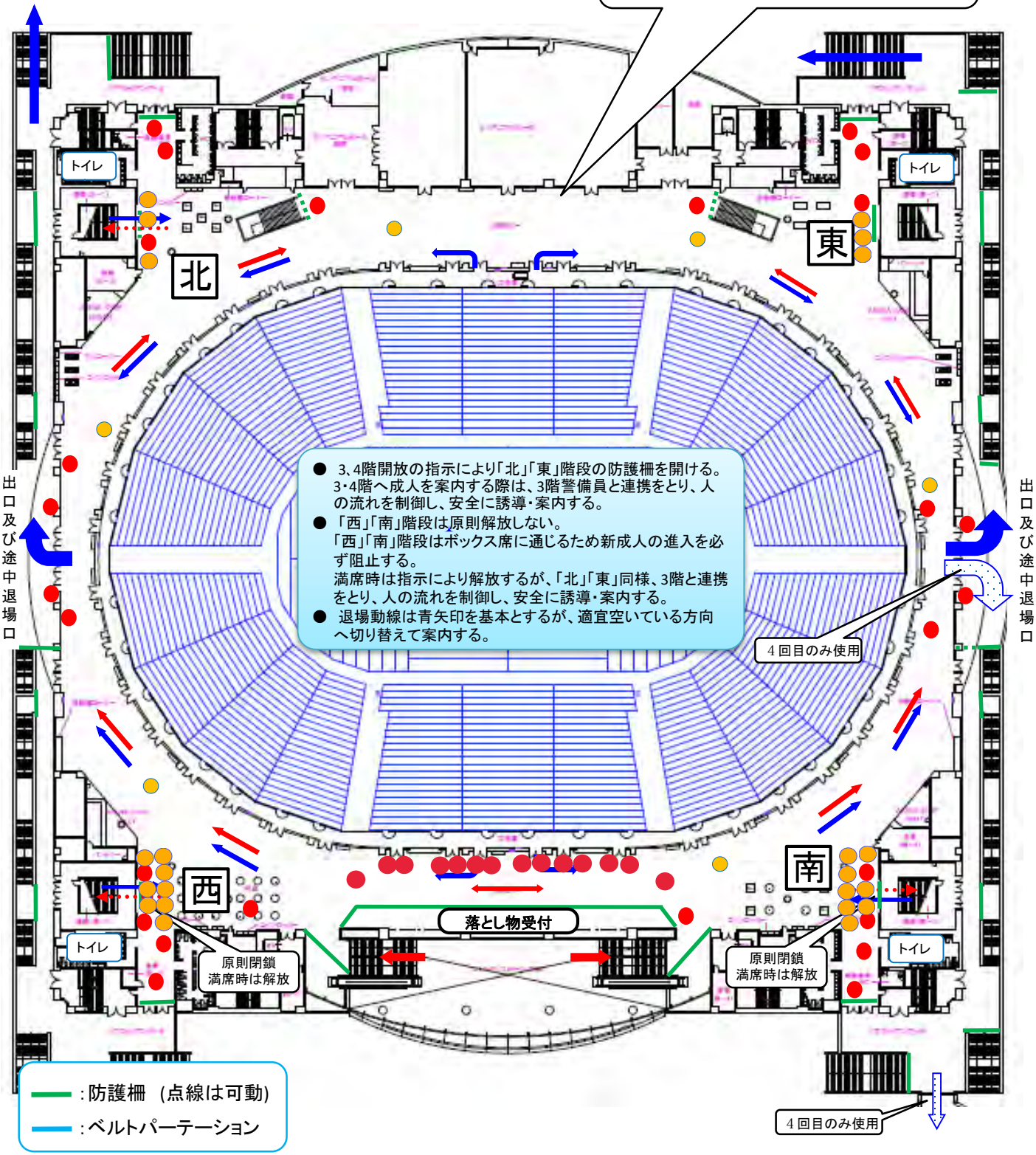
凡例

- ← 入場動線
- ← 退場動線
- ← 不適合者退場動線

場内叱ー 2階

- : 固定 40 P
- : 遊軍 28 P

待ち合わせスペース
 例年設置しているが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、待ち合わせスペースは廃止。



- 3,4階開放の指示により「北」「東」階段の防護柵を開ける。3・4階へ成人を案内する際は、3階警備員と連携をとり、人の流れを制御し、安全に誘導・案内する。
- 「西」「南」階段は原則解放しない。「西」「南」階段はボックス席に通じるため新成人の進入を必ず阻止する。満席時は指示により解放するが、「北」「東」同様、3階と連携をとり、人の流れを制御し、安全に誘導・案内する。
- 退場動線は青矢印を基本とするが、適宜空いている方向へ切り替えて案内する。

4回目のみ使用

落とし物受付

原則閉鎖
満席時は解放

原則閉鎖
満席時は解放

- : 防護柵 (点線は可動)
- : ペルトパーテーション

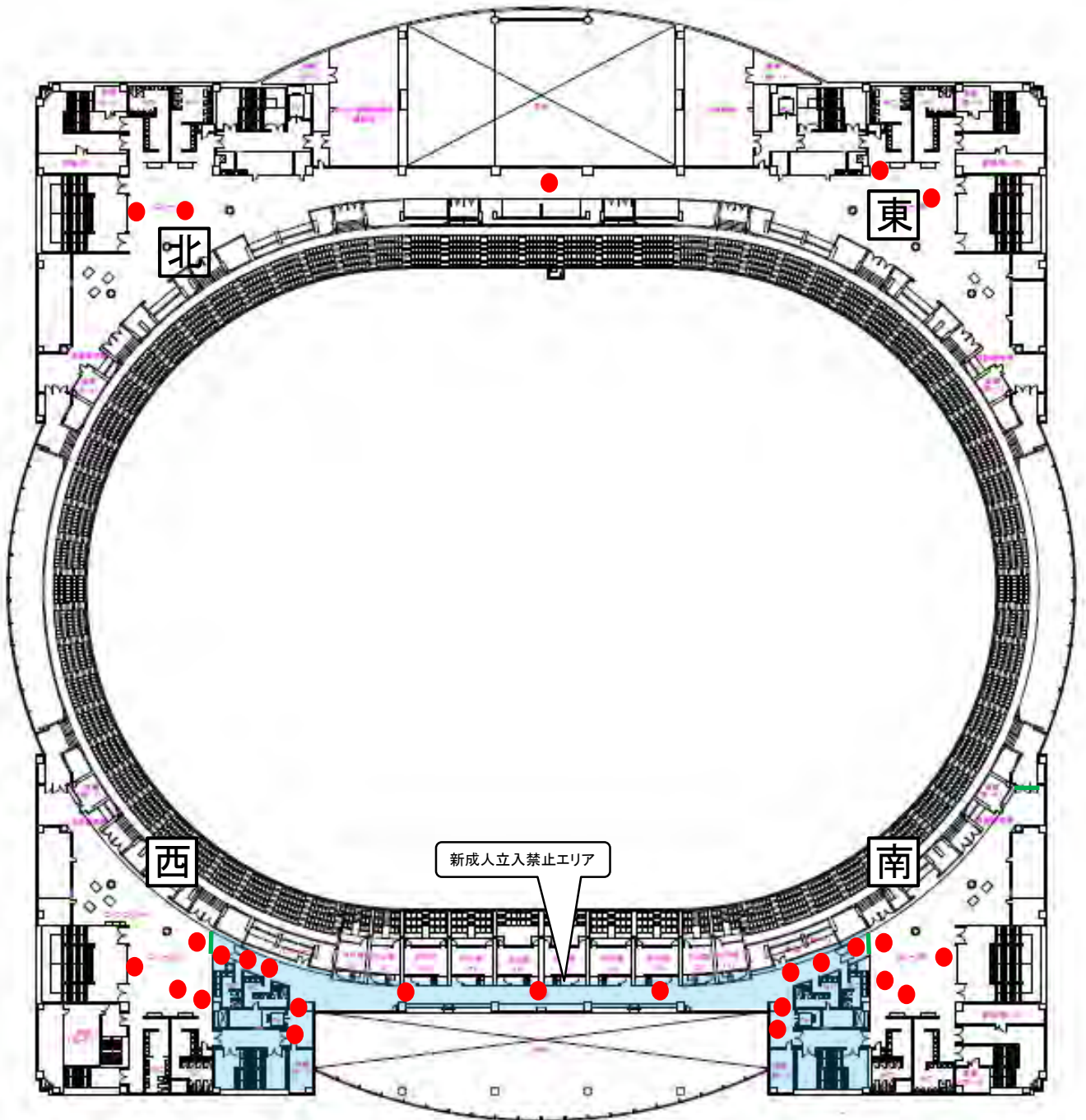
4回目のみ使用

出口及び途中退場口

出口及び途中退場口

場内匕 - 3階

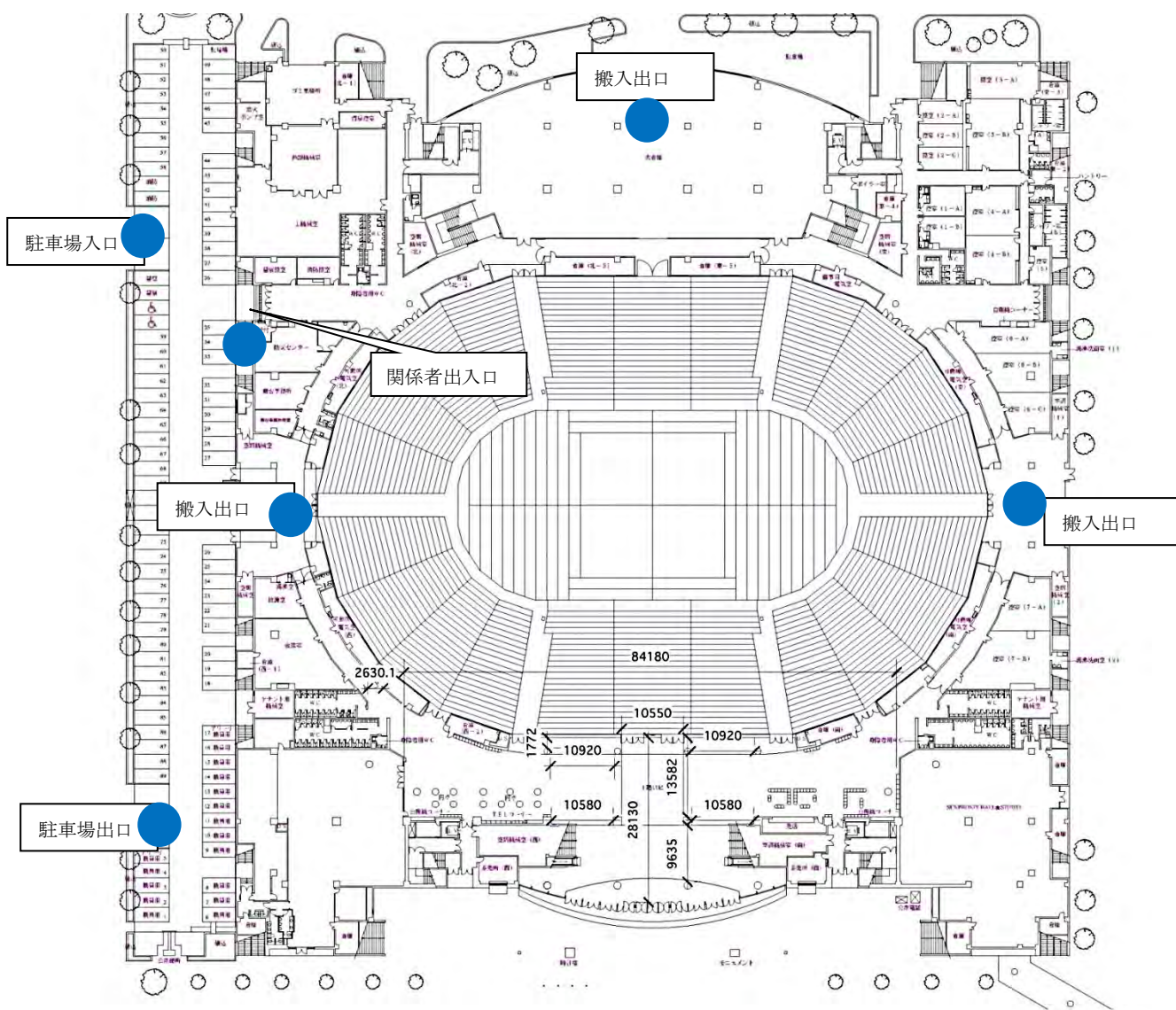
● :固定 26 P



— :防護柵 (点線は可動)

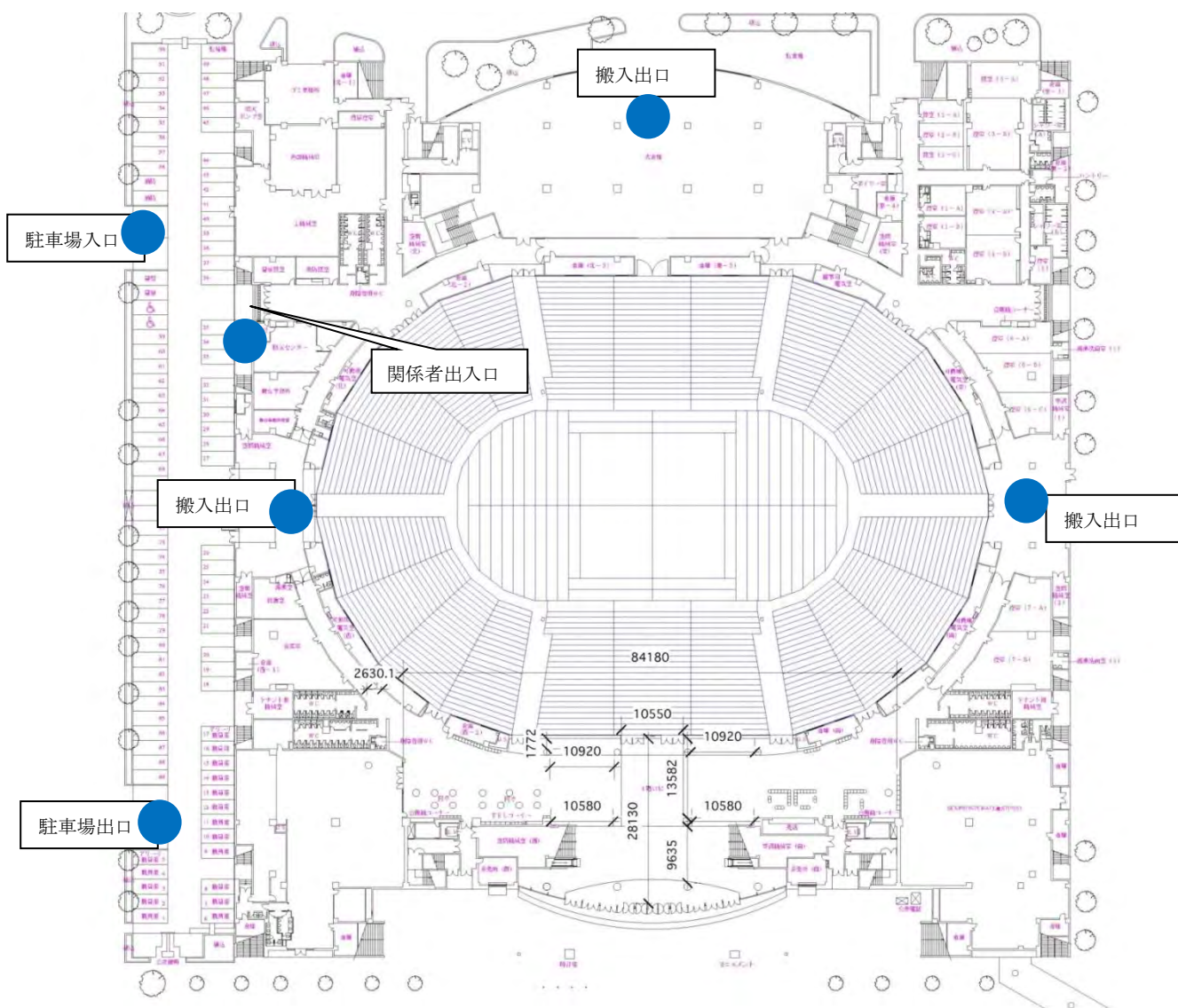
関係者出入口・搬入出口等配置図 前日体制（搬入）

● 想定配置警備員



関係者出入口・搬入出口等配置図 終了後体制（搬出）

● 想定配置警備員



備品リスト【資料6-1】

項目	整理	品目	数量	単位	物品調達者	設置者	設置場所	備考
共通	1	フェイスシールド	1	式	警備業者	警備業者	当日従事する警備員全員が着用	当日従事する警備員数分用意すること
共通	2	ビニール手袋	1200	双	警備業者	警備業者		
共通	3	トラロープ	4	巻	警備業者	警備業者	場外3巻、場内1巻	トラロープ 1巻あたり100Mのもの
共通	4	表示類一式	1	式	警備業者	警備業者	場内、場外	【資料6-2】参照
共通	5	拡声器	50	個	警備業者	警備業者	場内10個、場外40個	雑踏でも聞こえる音量の機器を用意すること
共通	6	ラジカセ（録音式音声案内器）	22	個	警備業者	警備業者	場内4個、場外18個	雑踏でも聞こえる音量の機器を用意すること
場外	7	テントセット	8	セット	警備業者	警備業者	場外	2間×3間、軒高2m
場外	8	防護柵、カラーコーン・パー（またはA型バリアード）	1	式	警備業者	警備業者	場外	自立式で高さがあるもの。 テックビル前にコーン、パーを設置。 【資料2～4】参照
場外	9	荒天用スコップ	60	個	警備業者	警備業者	場外	雪かき用
場外	10	夜間照明（柵、コーンに取り付ける照明灯）	1	式	警備業者	警備業者	場外	道路に設置の資機材について4M以下の間隔で取り付ける 詳細は【資料2-2】参照
場外	11	ブザー	1	式	警備業者	警備業者	正面受付規制エリア	当日従事する警備員数分用意すること
場外	12	文鎖	12	個	警備業者	警備業者	券再発行窓口	
場外	13	ゴミ袋	50	枚	警備業者	警備業者	手荷物検査	
場外	14	バケツ	2	個	警備業者	警備業者	手荷物検査	
場外	15	箱	8	個	警備業者	警備業者	手荷物検査	手荷物検査等において回収した権利放棄物品を入れる箱
場外	16	アルコール検査器	55	個	警備業者	警備業者	飲酒検査	ストロー式（マウスピース付き）、保証期間内の機器
場外	17	アルコール検査器用ストロー（マウスピース）	500	個	警備業者	警備業者	飲酒検査	
場外	18	携帯電話等の通信機器	7	台	警備業者	警備業者	場外各エリアリーダー・本市警備統括が携帯	
場内	19	防護柵	1	式	横浜アリーナより借用 適宜警備業者にて準備	警備業者	会場内客席	転倒防止で高さがあるもの。乗り越えづらい形状のものを適宜組み 合わせることを。
場内	20	サーモグラフィカメラ	10	個	警備業者	警備業者	正面受付	温度が数値（小数点第1位まで）で表示されるもの。 背式に関わらず測定できるようにすること。三脚付き。
場内	21	体温計（非接触）	10	個	警備業者	警備業者	正面受付	医療機器認証番号の取得されている機器で、1～2秒で計測できる もの。
場内	22	ラジカセ	2	個	警備業者	警備業者	正面受付	雑踏でも聞こえる音量の機器を用意すること。
場内	23	手指消毒液	1	式	警備業者	警備業者	正面受付	24箇所容器を設置し、79,000ml分用意すること、容器はワンタッ チ式であること
場内	24	座席用消毒液	1	式	警備業者	警備業者	場内客席の警備員が携帯	使用する全座席（4回分）を消毒できる量を用意すること。
場内	25	タオル	1	式	警備業者	警備業者	場内客席の警備員が携帯	使用する全座席（4回分）を消毒できる数を用意すること。
場内	26	ペンライト	1	式	警備業者	警備業者	場内客席の警備員が携帯	スイッチ式・数量は客席の警備員数分用意する
場内	27	防護柵	1	式	横浜アリーナより借用 適宜警備業者にて準備	警備業者	正面ロビー	転倒防止で高さがあるもの
場内	28	ベルトバーテーション	1	式	横浜アリーナより借用	警備業者	各箇所	

●防護柵

場内は、基本的には、左記のアリーナ備品（ブラ柵）を使用を想定しているが、不足分の柵、アリーナ備品以外に有効な柵等があれば警備業者にて手配すること。ただし、手配にあたっては、事前にアリーナと使用の可否について協議すること。



◆ブラ柵 350本
(W1,800×H1,100)

【資料6-2】 備品リスト (表示類詳細)

配置場所	ブラカード(表)	ブラカード(裏)	設置方法等
P-0	 デッキへ 二十歳の市民を祝うつどい		入れ替え式
P-1	 二十歳の市民を祝うつどい	 二十歳の市民を祝うつどい	入れ替え式
P-2	 二十歳の市民を祝うつどい	 二十歳の市民を祝うつどい	入れ替え式
P-3	ゆっくり 進んでください 二十歳の市民を祝うつどい	止まって ください 二十歳の市民を祝うつどい	入れ替え式
P-4	横断歩道の先からは 入場できません ← 歩道橋へ 二十歳の市民を祝うつどい		
P-5	う回にご協力ください 環状2号  二十歳の市民を祝うつどい		入れ替え式
P-6	⑦出口へ  二十歳の市民を祝うつどい	⑦出口へ  二十歳の市民を祝うつどい	入れ替え式
P-7	待ち合わせは できません 二十歳の市民を祝うつどい	立ち止まらずに 駅へ進んでください 二十歳の市民を祝うつどい	
P-8 P-9	 再発行窓口 二十歳の市民を祝うつどい	 再発行窓口 二十歳の市民を祝うつどい	柵等に括り付け (P-8) 手持ち (P-9)
P-10 P-11	 再発行窓口 二十歳の市民を祝うつどい		柵等に括り付け (P-10) 手持ち (P-11)
P-12	①	①	・約1mのポールにつけ柵等に取り付け ・飲酒・手荷物検査レーン番号
エリア内に設置	飲酒検査  手荷物検査  行っています		エリア内の柵等に括り付け
エリア内に設置	待ち合わせは できません 二十歳の市民を祝うつどい		エリア内の柵等に括り付け
エリア内に設置	入場券を お手元に ご用意ください		エリア内の柵等に括り付け
P-0~3、 5~6	定員に達したため 第1回入場受付終了 二十歳の市民を祝うつどい		(P-0~3、5~6) 入場制限時、入れ替え式ブラカードに 挿入して使用。
P-0~3、 5~6	定員に達したため 第2回入場受付終了 二十歳の市民を祝うつどい		(P-0~3、5~6) 入場制限時、入れ替え式ブラカードに 挿入して使用。
P-0~3、 5~6	定員に達したため 第3回入場受付終了 二十歳の市民を祝うつどい		(P-0~3、5~6) 入場制限時、入れ替え式ブラカードに 挿入して使用。
P-0~3、 5~6	定員に達したため 第4回入場受付終了 二十歳の市民を祝うつどい		(P-0~3、5~6) 入場制限時、入れ替え式ブラカードに 挿入して使用。
予備※	 二十歳の市民を祝うつどい	 二十歳の市民を祝うつどい	
予備※	 二十歳の市民を祝うつどい	 二十歳の市民を祝うつどい	
予備※	待ち合わせは できません 二十歳の市民を祝うつどい	立ち止まらない 駅へ進んでください 二十歳の市民を祝うつどい	

※1 表示をポール(1mほどの長い棒)につけること。

※2 落下しないよう固定すること。

※3 配置場所は、【資料2-2】参照。

※4 予備用は各種5つずつ前日に納品すること。

※5 動線の変更など追加、修正が必要となった場合は適宜作成すること。

委託契約履行着手届出書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり委託業務に着手したので、横浜市委託契約約款第3条の規定により届出ます。

委 託 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
委 託 着 手 年 月 日	令和 年 月 日

現場責任者選定通知書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり現場責任者を定めたので、横浜市委託契約約款9条第1項の規定により届出ます。

委 託 名	
現場責任者の氏名	
資 格 等	
取 得 年 月 日	

業 務 従 事 者	氏 名	資 格 等	取得年月日

履行報告書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり委託業務が完了したので、横浜市委託契約約款第10条の規定により届出ます。

委 託 名	
履 行 場 所	
履 行 期 限	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
報 告 書 詳 細	別添のとおり

委託完了届出書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり委託業務を完了したので、横浜市委託契約約款第28条第1項の規定により届出ます。

委託名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日
完了検査 希望年月日	令和 年 月 日

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)
横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所属	担当業務	氏名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

今後変更になる
可能性があります

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課

令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」の開催にかかる感染予防対策について

本感染予防対策は「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に準じ、健康福祉局など感染症対策担当と協議のうえ策定し、「二十歳の市民を祝うつどい」の会場となる横浜アリーナに適用するガイドラインとします。また、会場での開催にあたり、すべての項目を順守します。

1 基本行動ルール（全員）

(1) 式典参加者、式典関係者（本市職員、運營業者、警備業者等）にて共有すべき「基本行動ルール」

▶基本的感染対策（接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染への対策）

- ・物理的・身体的距離の確保（最低1メートル）
- ・接触機会を減らす
- ・マスク着用・大声を出さない（式典中の歓声、声援も含む）
- ・咳エチケットの徹底
- ・手洗い・手指消毒の励行
- ・「三つの密」の回避（密閉・密集・密接）
- ・日常健康管理（特に式典前1週間の体温測定、健康状態チェック）
- ・式典前後の会食の自粛の周知（本市ホームページ及びSNSでの周知）

(2) 式典会場における基本的対応

- ・原則、マスク着用を義務化（忘れた場合は配布する。）
 - ・会場内（会場周辺含む）では、登壇者を含む式典関係者、式典参加者、施設管理者を問わず、人と人との確保すべき間隔は最低1メートルを原則とします。
- ※入退場時、トイレなどの待機列、ロビー等における滞留、設営・撤去時のなど一切を対象とします。
- ・会場内では上記「基本行動ルール」を場内外のアナウンスやボードの掲出によりその周知徹底を図ります。
 - ・式典参加者には、上記「基本行動ルール」とともに「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことにつき入場券等により事前に告知します。

※式典会場は、式典主催者が式典地の所轄警察・消防当局に提出し承認を受けた防災計画、整理・警備員配置計画に基づき、安全な式典運営と非常時緊急避難誘導体制が確保されます。式典中はもちろん、式典前後・休憩時間においても場内整理・警備員により式典参加者に上記対策の徹底を図ります。

1 事前の対策（準備・周知）

(1) 式典参加者への対策

ア 式典当日の入場

- ▶以下の全ての項目にあてはまる方のみ入場可。
 - ・式典日前14日以内に政府から入国制限ならびに入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がなく、またその当該国・地域の在住者との濃厚接触がないこと
 - ・式典当日、外出前に自宅で検温し、37.5 度未満であること
(式典会場入場時にサーモメーターによる検温実施も検討する)
 - ・咳・下痢・味や匂いを感じない等の症状がないこと
 - ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと
 - ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がいないこと
 - ・新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないこと
 - ・マスクを持参し、式典中は着用すること
(注) 基本的に式典参加者にはマスク着用を義務とし、不備者は入場不可或いは、式典主催者が配布するマスクを着用することとする。
 - ・式典会場内外にて大声による放歌高唱、声援等を行わないこと。一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合退場になること。
 - ・「新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA」「神奈川県LINEコロナお知らせシステム」を予め式典参加者自身のスマートフォンにインストールし、使用できる状態で来場すること。
 - ・入場券（自己申告書）には、氏名、住所を確認、または記載し、電話番号を記載し、提出してもらうこと。
 - ・会場内で陽性者が出た場合等、本市や保健所から開示要請があった場合、登録情報の提供に同意すること。

イ 禁止行為

- ▶会場内外において、一般的禁止行為（他の式典参加者の迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づくスタッフの指示に従わない場合、退場してもらう場合があること。
- ▶対象とする行為：暴力、入場券不所持、飲酒、持込禁止物所持、大声による発声、席間の移動、等

ウ 時間別開催の案内

- ▶式典参加者の所在区ごとに参加会場、参加回が分かれていること、会場へのアクセスは、事前に送付する入場券や、本市ホームページに記載された動線で来場すること。

(2) 式典関係者への対策

ア 設営前

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
- ・身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA」「神奈川県LINEコロナお知らせシステム」のダウンロード・インストールの促進

イ 設営時・リハーサル

- ▶登壇者を含む式典関係者には式典前1週間の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととします。また、設営前及び設営時に以下のいずれかに該当する者は、該当することが判明した段階で、直ちに自宅待機とし、必要に応じ「横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター（帰国者・接触者相談センター）（045-5550-5530）」に連絡することとします。業務に従事させる必要性が高い者であっても、感染拡大により生じる重篤な結果を常に想定します。
 - ・業務に従事する当日または前日に37.5℃以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者
 - ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者
 - ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる者
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者
 - ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者
 - ・新型コロナウイルスの感染症に関するPCR検査を受け、結果が判明していない者
- ▶式典開催の可否は、国、県、本市の感染状況や感染防止対策に基づき、判断します。
- ▶式典関係者には原則として、マスクの着用を求めるとともに、手洗いを徹底します。
- ▶式典関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握し、名簿を作成します。
 - ・名簿は1か月保管します。また、式典関係者個人に対しては、それら情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知し、事前承諾を得ることとします。
 - ・式典関係者の名簿作成者（本市、運業者、警備業者など）は個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。
- ▶式典参加者等の不特定多数と接するスタッフについては、マスク及びフェイスシールドを着用させることとします。
- ▶式典関係者は、「新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA」「神奈川県 LINE コロナお知らせシステム」のインストールを必須とし、入館時に稼働確認を行います。
- ▶設営前・設営時・当日に発熱等の症状により自宅で療養することとなった式典関係者は、症状が発生した日から、毎日健康状態を確認することとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは参加を認めないものとします。
- ▶会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ法令等に基づく施設ごとに必要な換気能力を式典参加者エリア、施設内の控室毎に確認しておきます。
- ▶会場基本設備及び機能を前提に、式典の内容・態様による式典参加者の反応等を考慮し、施設管理者と事前協議の上、休憩時間中にはドア等の開放方法を決定します。
- ▶事務所での事前打ち合わせやスタジオでのリハーサル等の制作過程においても十分な感染防止策を講じます。
- ▶式典関係者の身体的距離の確保等
 - ・式典関係者の人数を最小限にすべく、作業工程の見直し等工夫をします。
 - ・仕込み、リハーサル、撤去等において十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努めます。

- ▶登壇者と式典参加者との物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）
 - ・舞台と客席との距離は最低2メートルとし、舞台と客席との境にアクリル板を設置します。
- ▶会場内外の待機列
 - ・待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）においては、式典参加者同士が十分な距離（最低1メートル）を確保して整列できるように、極力、目印となる掲出物や足下マーク等の設置を行います。
- ▶着席時の物理的・身体的距離の確保
 - ・原則として、1席ずつ空けての着席を促す案内表示の座席への貼付とスタッフによる案内

3 式典当日

(1) 式典参加者への対策（周知・徹底事項）

- ▶「1（1）ア 式典当日の入場」の各要件に合致する者を入場させる。
- ▶入場時の手指消毒。
- ▶会食の自粛について、チラシの配布や会場内の映像装置による周知。
- ▶会場諸施設・備品等に接触しないこと。
- ▶式典参加者同士、式典運営スタッフとの物理的距離の確保。
- ▶式典参加者には原則として、1つおきの着席を案内する。
- ▶ロビー、ホワイエ、着席時の会話及び食事の自粛。
- ▶着席以降は、なるべく席の移動、会場内の移動は行わないこと。ただし、1グループ5人までのまとまった着席は可とする。

(2) 式典関係者・施設管理者の対策

ア 基本的事項

- ▶スタッフ入口及びロビーにアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励します。
- ▶ドアノブ、手すり等の式典関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとします。
- ▶式典終了時に式典参加者が着席した座席の清拭消毒を行うものとします。
- ▶機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限します。
- ▶会場施設等の管理者の指導の下、適切な換気を行います。また、定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備を利用した換気を行います。
- ▶控室、スタッフルーム等は常時換気を行うものとし、またドアノブや椅子等、手が触れる場所は定期的に消毒を行います。

イ 式典関係者の身体的距離の確保等

- ▶従事場所により身体的距離の確保が困難な式典関係者は、マスク及びフェイスシールドを着用することにより、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。

ウ 飲食

- ▶すべての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとします。
- ▶食事の際は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努

めます。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーティションを設置する等の形態で提供を行うものとします。また、真正面の配置は避けるものとします。

- ▶食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを着用のうえ、行ってください。

エ ステージにおける感染防止策

- ▶登壇者は、式典中も登壇者同士の身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。また、握手など登壇者同士の身体的な接触は控えます。
- ▶マイクは登壇者ごとに用意し、使い回しはしません。マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した機器の消毒を徹底して行います。
- ▶ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行う式典関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して行います。

オ 着付け直しコーナー

- ▶着付け直しコーナーのスタッフは、着付け直しの前後に手洗いや手指消毒を行うものとし、着付け直しコーナースタッフ間は2メートルを目安に（最低1メートル）間隔をとるものとします。
- ▶着付け直しコーナーのスタッフは、マスク及びフェイスシールドを着用するものとします。

カ トイレ

- ▶ペーパータオルを使用し、ハンドドライヤーは使用しません。
- ▶式典関係者が式典会場等に入る前に、ドアノブを消毒します。
- ▶式典関係者は、トイレ後は必ず石鹸で手を洗い、手指消毒を行います。式典参加者にも同様の対応を周知します。

キ 換気

- ▶定期的に会場空間の扉や窓を最大限開けた上で、会場の空調設備を利用し換気を行います。
- ▶式典中においても積極的に換気を行うようにします。
- ▶本部、控室及びスタッフルームについても常時換気を行います。

ク 清掃・ゴミの廃棄

- ▶清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ▶作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行います。

ケ 式典内容・演出

- ▶式典関係者が直接に接しない収録方法（リモートセッション等）を積極的に取り入れるものとします。
- ▶式典参加者をステージ上にあげるなどの参加型演出は行いません。
- ▶式典参加者同士の密接を招く演出は行いません。
- ▶登壇者と式典参加者との接触ならびに式典参加者同士の接触（ハイタッチ、手をつなぐなど）を招く演出は行いません。
- ▶式典参加者に歌わせるような演出は避けます。
- ▶式典参加者へ「基本行動ルール」の周知徹底をはかるため、登壇者からの呼びかけも考慮します。

4 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

(1) 保健所への事前相談

- ▶「感冒症状等感染が疑われる方が来場・発生した場合の連絡、搬送手順」について、健康福祉局などに事前相談し、対応を確認しておきます。

【事前相談先】

健康福祉局健康安全課 045-671-2463

港北区福祉保健課健康づくり係 045-540-2362（横浜アリーナ）

(2) 会場内または、会場周辺で感染が疑われる者（式典参加者、式典関係者）が発生した場合

① 帰宅可能な場合

感染が疑われる者にマスクを着用させ、「横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター（帰国者・接触者相談センター）（045-5550-5530）」を案内し、帰宅させます。

② 帰宅が困難な場合

感染が疑われる者にマスクを着用させ、「他の入室者を禁じた個室（横浜アリーナ：1階 控室11）」に案内し、待機させます。

個室のスタッフ（本市職員及びイベントナース）は、感染が疑われる者が個室に入室する前に検温し、入室後、感染が疑われる者から保護者等に迎えを要請させる、または、救急車の要請を行います。この場合、対応について本部に連絡します。連絡を受けた本部は、施設管理者に情報提供します。

- ▶なお、個室のスタッフ（本市職員及びイベントナース）はマスクとプラスチックエプロン、フェイスガード、手袋の着用・着装を徹底します。

5 式典終了後に感染者（陽性者）が発生した場合の連絡

- ▶式典開催後、本市、保健所等から連絡があった場合には式典参加者及び式典関係者の自己申告内容の情報を提供します。
- ▶式典当日、会場内に感染者（陽性者）がいたことを速やかに告知します。

以上

二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について

No.	場所	事由	主催者（警備業者）の対応	左記の対応で取まらない場合	備考
1	ステージ付近	南西3・4階閉鎖客席への侵入			
2		黒幕エリアへの侵入			
3		ボックス席への侵入			
4		ボックス席への物の投げ込み			
5	モニター付近	モニター付近をうろつく			
6		モニターに向かって物を投げる			
7		モニターパネルに登ろうとする			
8		モニターパネルを登った			
9		モニターやパネルの破壊			
10	会場内の客席とロビー全般	体温チェックに応じない、規定体温以上で入場しようとする			
11		客席内をうろつく			
12		客席・ロビーでの新成人同士の喧嘩			
13		立ち入り禁止ロビーへの侵入			
14		爆竹・ロケット花火の使用			
15		市職・警備員等への暴力（怪我など被害発生）			
16		飲酒行為			
17		喫煙行為			
18	正面規制エリア	のぼり旗等持込禁止物の権利放棄に応じない			
19		飲酒チェック、手荷物検査、入場券チェックに応じない			
20		制止を無視し突破			
21		退場エリアからの再侵入			
22		市職・警備員等への暴力（怪我など被害発生）			
23	場外広域	のぼり旗の所持			
24		飲酒行為を発見			
25		新成人同士の喧嘩、路上で騒ぐ			
26		民間ビル敷地、民間駐車場等への侵入			
27		一部新成人の長時間駐車・違法駐車、信号無視、危険運転、違法改造車等			
28		道路使用許可エリア外での演説や署名活動			